

1951年7月20日第3種郵便物認可 2022年2月1日発行 毎月1回1日発行第72巻第2号

ISSN 0913-6134

農村と都市をむすぶ

特集 農業労働力調達にみる諸事例と組織的関与・支援の動向
堀口健治 石田一喜 岩崎真之介 草野拓司 軍司聖嗣
農研機構・研究成果報告 安江紘幸

2022年 2月号 NO.842



編集代表 谷口信和

農村と都市をむすぶ

二〇二二年二月号

(第八四二号) 特集

農業労働力調達にみる諸事例と組織的関与・支援の動向

一九五一年七月二十日第三種郵便物認可
二〇二二年二月一日発行 毎月一回一日発行 第七二巻第二号

農村と都市をむすぶ

頒価二一〇円 送料七五円

東京都千代田区霞が関一ノ二ノ一
全農 農林労働組合
農村と都市をむすぶ編集部
TEL 〇三三五〇八一四三五〇



「北海道紋別市・巨大オブジェ（かにの爪）」（北見分会）

表紙写真は、北海道紋別市周辺の海岸（オホーツク海）を埋め尽くす流水です。ご承知の通り流水は、例年、ロシア・アムール川河口付近発生した氷群が南下し、オホーツク海沿岸に流れ着くもので、漁船等の運行に影響を与える一方で多くの植物プランクトンを運び、豊かな海に貢献しています。紋別における今年の「流水接岸初日」は1月21日、平年より2週間以上も早く観測されました。

上掲は、紋別市にある北海道立オホーツク流水科学センター近辺の海岸沿いに設置されている巨大オブジェ「カニの爪」（高さ12m、幅6m、重量7t）です。以前は流水の海に浮かべていましたが、現在は陸上に設置されています。ライトアップされ観光客にも好評ですよ。

「農村と都市をむすぶ」編集委員会

（農林行政を考える会）

編集代表	谷口信和	東京大学名誉教授
編集長	口藤部山瀬林坂山川	東京大学教授
編集委員	信光健安和信雅滋邦	国際農政研究所代表
	和義司治雄俊一充満夫巧夫	早稲田大学名誉教授
		農政ジャーナリスト
		東京大学名誉教授
		静岡農専短大教授
		東京大学准教授
		宇都宮大学教授
		日本大学准教授
		明治大学教授
		茨城大学准教授

「農林行政を考える会」会員の最新著書の紹介



アメリカ2018年農業法

所得保障の引き上げ・強まる農場保護の動き
2023年まで5年間のアメリカ農業政策のあり方を規定する農業法が成立

- 農業所得の大幅減に対し、不足払いを15%引き上げる
- トランプ政権による農場保護の動きが加速化

服部信司 著

食と農の貿易ルール入門

基礎から学ぶWTOとEPA/TPP

WTO、EPA、TPP、FTA、メガFTA—新聞やテレビでは、貿易交渉をめぐるさまざまな言葉が飛び交っている。とっつきにくく感じることも多いニュースを、どうすれば理解できるのか?重要なキーワードのわかりやすい解説や「新聞記事で学ぶ」というコーナーとともに、食や農に関わる人が知っておくべき貿易ルールを基礎から学ぶ。

作山 巧 著



農政トライアングルの崩壊と官邸主導型農政改革

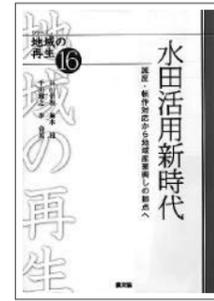
安倍・菅政権下のTPPと農協改革の背景

第2次安倍政権では、自民党農林族・農水省・農協から成る農政トライアングルが崩壊し、TPP締結や全中解体のような急進的な農政改革が首相官邸主導で実現した。その背景にある地殻変動を、TPP参加協議にも従事した元農水官僚の研究者が明らかにする。

作山 巧 著

◎「アメリカ2018年農業法」は全農林・農村と都市をむすぶ編集部(TEL03-3508-4350)、「食と農の貿易ルール入門」は昭和堂(TEL075-502-7503)、「農政トライアングルの崩壊と官邸主導型農政改革」は農林統計協会(TEL03-3492-2990)までお問い合わせください。

「農林行政を考える会」会員の最新著書の紹介



水田活用新時代

—減反・転作対応から地域産業興しの拠点へ—

谷口信和・梅本 雅・千田雅之・李 侖美 著

米価下落、TPP・自由化路線に抗し、水田を地域農業・産業の拠点として活かすための実践的提案の書

「農政改革」下の農業・農村

神山安雄 著



「日本酪農への提言」

持続可能な発展のために

小林信一 著

◎「水田活用新時代」は農文協(農業書センターTEL03-6261-4760)、「農政改革下の農業・農村」は農林統計出版(TEL03-3511-0058)、「日本酪農への提言」は全農林・農村と都市をむすぶ編集部(TEL03-3508-4350)までお問い合わせください。



「流水砕氷観光船ガリンコ号」(北海道紋別市・北見分会)

紋別港に停泊する流水砕氷観光船のガリンコ号Ⅱ(写真左)とガリンコ号Ⅲ(同右)です。世界初の流水砕氷観光船として、初代のガリンコ号は1987年に就航。現在は、97年建造のⅡ号と昨年新造されたⅢ号によって、冬のオホーツク観光に大きな役割を果たしています。現在は、コロナ禍により乗船者数の制限を余儀なくされていますが、再び流水観光が盛り上がることを関係者の皆さんが心待ちにしています。

目次

特集 農業労働力調達にみる諸事例と組織的関与・支援の動向

不足する労働力を必死に集める産地の実情と工夫……堀口健治(4)

労働力確保の課題と全農おおいた方式

および特定地域づくり事業協同組合の展開……石田一喜(6)

ミカン地帯の短期収穫労働を支える「アルバイト事業」と従事者の特徴

—JAにしうわの取り組みからの検討—……岩崎真之介(17)

援農ボランティアに見るJAの取組みとその内容

—JAの強みを生かした普及・定着に向けて—……草野拓司(27)

県域を対象とする農協系受入監理団体の実際とその役割

—茨城県エコ・リード—……軍司聖嗣(37)

長野県高冷地野菜地帯における技能実習生と

派遣の産地間移動特定技能外国人との混在……堀口健治(48)

農研機構・研究成果報告

六次産業化の農産加工品開発で失敗しないための商品開発手法

……安江紘幸(56)

[時評] 農業部門の労働力不足について……KY(2)

☆「北海道紋別市・海岸を埋め尽くす流水」(北見分会)

「農村と都市をむすぶ」2022年2月号(第72巻第2号)通巻第842号

農業部門の労働力不足について



新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、新変異株（オミクロン株）の侵入・拡散によって第六波の渦中にある。コロナ禍は、物流を寸断しサプライチェーンを至るところで破壊したが、人流もまた大きく損壊させた。とくにすべての外国人に対する原則、入国禁止措置は、外国人技能実習生や特定技能外国人などの入国も禁止され、農業部門の労働力不足を一層深刻にさせている。

二〇二〇年農林業センサスは、個人経営体・総農家数の大幅な減少を明らかにした。これにともなって、基幹的農業従事者は減少し、補完的な家族労働力も含む農業従事人口も減少している。

一五〜二〇年の五年間で、総農家数は四一万戸減少した（うち販売農家数は三〇万戸減少）が、土地持ち非農家数は二〇年一五〇万戸と、五年間で九万戸増にとどまった。離農イコール離村という傾向が強く現れている。少子高齢化・人口減少社会の下で、中山間地域では、コミュニティの危機がいわれている。とくに深刻なのは、生産年齢人口が希薄なことだ。

新規参入を含む新規就農者や将来的に農村の担い手となる多様な形で農にかかわる人たちの農村移住などへの期待が高まっている。直接的な農業労働力の確保では、

外国人人材を含む雇用労働の比重が増している。

外国人人材の入国が困難に

農業分野での外国人労働力は、二〇年一〇月末現在で三万八一〇〇人、このうち技能実習生三万三〇〇〇人、専門的・技術的分野二二〇〇〇人、その他二九〇〇〇人だ。しかし、コロナ禍により、外国人の入国が規制され、とくに技能実習生の入国は困難になっている。

技能実習生は、二〇年末現在の全業種で、三七万八二〇〇人と前年末に比べ八％減少した。このうち入国一年目の技能実習1号は七万五七〇〇人、前年末に比べ五五％も減った。

技能実習1号の入国者数は、二一年一〜六月期で二万二一〇〇人、前年同期比四四％減。七〜九月の技能実習1号の入国者数はわずか一人。二一年一月三〇日からすべての外国人が原則、入国禁止だから、技能実習生の入国者数は二一年では七〇％以上も減少する見込みだ。

野菜産地・T農協の場合

T農協は、管内にレタス、ホウレンソウなど葉物野菜の産地がある。T農協は、制度の発足以来、技能実習生を積極的に受け入れてきた。毎年の技能実習生の受け入れ人数は、最盛期の一八〇人前後から近年は一四〇人前後に減っていた。しかし、コロナ禍の影響をもろに受けて、二〇年は二一人、二一年は八〇人と激減した。二〇年、二一年の計一〇一人は、二〇年の契約者の入国に待

機がかかり、二年にわたったの入国になったためだ。

技能実習生受け入れの会員は、七五経営。法人経営では毎年三人ずつ受け入れ、技能実習1号（入国一年目）・2号（二、三年目）あわせて九人。毎年一人ずつ受け入れの経営でも技能実習生三人で、野菜経営が成り立っていた。これが崩れてきている。

繁忙期の夏の野菜収穫作業は、二〇年度第二次補正予算の労働力確保事業を利用する等して、地元でアルバイトを募集して、何とか乗り切った。しかし、収穫リタスなどは朝二時から六時の収穫・集荷作業になる。二年も技能実習生の入国が滞ることになると、労働力確保が困難になる。

特定技能外国人の入国待機問題

特定技能外国人の在留・就労が、入管法改正で一九九年度から、労働力不足の農業・漁業を含む一四分野で認められた。一定の専門性・技能をもち、即戦力となる外国人人材を受け入れる制度。通算五年の在留を認め（家族の帯同は認められない）、同一分野での転職が可能だ。直接雇用が原則だが、農業・漁業では派遣形態も認められている。

特定技能外国人は、一八歳以上の健康な者で、一定の日本語能力をもち、技能測定試験に合格した者。農業技能測定試験は、耕種農業と畜産農業に分け、各国の公用語か英語、日本語かでの試験。東南アジアなど七か国と

日本国内でコンピューター・システムによる実施だ。

技能実習2号の良好な修了者か同3号の修了者は、これらの試験が免除される。

一九年度の合格者は、耕種農業・畜産あわせて五七一人、二〇年度は四四九〇人、二二年度は三五八四人（二一年は一〇月に各国で実施）。

特定技能外国人の入国者数は、全分野あわせても一九年、二〇年の二年間で四〇〇〇人余り、二一年一〜九月で一三〇〇人余り。合格者の多くが入国できず、待機の状態にある。

労働力確保の支援対策の強化を

コロナ対策の一環で、技能実習三年間の技能実習2号の修了者には、「特定活動」の資格で一年間の在留が認められている。一方で、「特定技能」外国人の入国待機者が増えている。

コロナ禍のなかで、野菜地帯などでは労働力不足から維持が困難な産地がでてきている。労働力確保は差し迫った課題だ。支援対策の強化が必要だ。

一方で、「規制緩和」の続発により、外国人人材の受け入れは仕組みが複雑になり、建前と本音とが乖離した。今の仕組みでは、「技能実習」派遣労働者養成となくかかない。アジア外交における技術移転などの技能実習生制度のあり方、労働者の権利を守りながら外国人人材を生かす仕組みについて再検討すべきだろう。（KY）

特集 農業雇用労働力調達にみる諸事例と組織的関与・支援の動向

不足する労働力を必死に集める産地の実情と工夫

早稲田大学名誉教授 堀口健治

農業経営にとり現下の最大の問題は労働力をいかに確保するか、である。農村地域では働き手が少なく、地方都市を含め広く募集をかけねばならない。しかも必要な時期に確実に来てほしいから、事前に細かな打ち合わせが必要だ。働き手が希望する時間帯もあるし、副業で来てくれる人の日程も間に入れ込んでの日程だから、農繁期だけの雇用でも細かなリストを作り、送迎も考えねばならない。

図は、働きに来てもらうといっても、今は色々な仕組みがあることが示されている。基本は直接に経営体が雇用する常雇、臨時雇い等だが、最近では派遣や請負も広がってきた。それぞれの説明は略すが、例えば、労働者派遣では、地元の派遣会社に依頼すると人数・日程は確実だ。しかし来る人が毎回変わり作業の説明を繰り返す必

要がある。それが、特定技能外国人だと同じ人間が必要な期間、宿泊を前提に派遣されるので、習熟が早いし残業もいとわない。

請負では全農おいた方式が目される。全農と組んだ会社（パートナー企業）に登録した人は、チームを作って、会社のバスで請負に向かう。リーダーの下、作業をするからマイペースが許容され、作業しながらやり方を覚える。都会にいる色々なタイプの人も安心して参加できるし、委託なので依頼した農家は別の作業をすることができるともこの仕組みを安定化させるには、パートナー企業と全農は、年間通じて、種類は各種にわたっても仕事量を確保するのが大事である。

昨年末は鹿児島農協で、農協請負型技能実習生の仕事ぶりと制度の仕組みを見ることができた。農協に三年

図

		常雇い	臨時雇い	季節雇い
チラシ ハローワーク 無料・ 有料職業紹介 新卒募集・企業HP 監理団体	直接雇用	正社員 常勤パート 技能実習生 特定技能1号・他	パート・アルバイト daywork一日農業 バイト	地縁・血縁 近隣 日本人産地間移動 労働者
派遣会社	労働者派遣	派遣受け入れ		特定技能1号産地間 移動労働者
請負会社 (パートナー企業)	請負	全農おいた方式	酪農ヘルパー 作業受託	農協請負型技能 実習生
農協等 観光業界	ボランティア	ボランティア 農業ツア－		

間雇用されたベトナムの女性が組合員の作業を応援するやり方である。夫婦のゴボウ収穫で、経営主による機械堀が終わったゴボウを実習生四人プラス指導員一人、計五人が加わって一七aを夕方までに集め終え、コンテナに入れていた。問題は、組合員から仕事の依頼が少ない農閑期の彼女たちの仕事の確保である。ここでは農協の工夫で選果場や加工場等で対応していた。実習生は三年間雇用、委託する組合員は農繁期だけ農協に依頼し、その間の仕事を農協が工夫するやり方である。

daywork 一日農業バイトは、応援したい人にアプリをスマホに入れてもらい、農家から来てもらいたい日程を提示する、簡単な直接雇用契約である。

このように、必要な労働力を確保するのに、産地ではいろいろな工夫をしている。ハローワークは今も大事な機能だが、それだけに依存しては雇用労働力を必要な時期に数を確保することはできない。以下は、産地の特徴を踏まえたうえで求める労働力をどのような仕組みで集めているか、諸事例から学ぶことになる。

労働力確保の課題と全農おおいた方式 および特定地域づくり事業協同組合の展開

農林中金総合研究所 調査第一部 主事研究員 石田一喜

1 はじめに

農業の人手不足が深刻さを増すなかで、スマート農業の実現とならび、多様な担い手および人材等の活躍が不可欠という認識が広まっている。

例えば、二〇二〇年の「食料・農業・農村基本計画」は、担い手の育成・確保に加えて、新規就農の促進、女性の経営・社会参画、高齢者・障がい者など多様な人材の確保や新たな農業支援サービス事業者の定着等を進めることなど、農業現場を支える多様な人材や主体の活躍を促す方針を明記している。

また、本基本計画とあわせて策定された「農業構造の展望」は、担い手である認定農業者に加えて、「地域を支える農業経営体」として中小規模の経営体や半農半X

等の役割を定め、さらには、これらの経営体を支える「農作業支援者」として臨時雇いやコントラクター等を位置付けるなど、多様な人材が関わることを期待している。

二〇年の基本計画は、こうした多様な人材に向けて、他産業と遜色ない働きやすい環境を整えるために、「働き方改革」の推進を掲げ、労働時間の管理や休憩・休日の確保、キャリアパスの明示など就業条件の整備を進める方針を示している。労務条件の整備は、多様な人材が多様な働き方のもと、地域農業の働き手となることを選び活躍する前提となるため、今後の進展を期待したい内容である。

ただし当然ながら、働き方改革の推進以外にも農業の「働きやすさ」を向上させる取組みはあり、農業就労の応募の問口を広げることにつながる携帯アプリを通じた

求人サイトの整備はその一つである。また、直接雇用に限らない労働力確保ルートの多様化として、作業受託や派遣の仕組みを活用した、組織的かつ地域的に対応によって働く人の希望と農業者の労働需要を同時に満たすことをねらった事例も出てきている。

そこで本稿では、地域的・組織的に労働力支援をはかる実践例として、請負方式を通じた農業労働力支援の仕組みである「全農おいた方式」と労働者派遣事業を援用した国の施策である特定地域づくり事業協同組合制度の二つを取り上げ、その展開とポイントを整理してみた。

2 農業労働力確保をめぐる課題

(1) 雇用就農者の定着率向上が課題

農業労働力は、基幹的農業従事者、雇用労働者、法人の役員等など様々な要素を含んでいる。そのため、厳密にいえば、その確保を一概に論じることは難しい。しかし、これまでの労働力確保策では、これらすべてをまとめ、新規就農の促進が主な取組内容となってきた。

例えば、一五年の「農業構造の展望」は、担い手への農地集積が進んでも、約九〇万人の農業就業者（基幹的農業従事者、雇用者（常雇い））が必要であるにもかかわらず、二五年には九〇万人を下回ってしまう見通しを

試算したうえで、将来的に六十代以下で生産を安定的に担うためには、青年層の新規就農が定着ベースで倍増する必要があると論じている^(注1)。また、この結果を受けて、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（最新は二一年一二月改訂版）は、二三年までに四〇代以下の農業従事者数を四〇万人に拡大することを目指し、年ベース八、九〇〇人の増加を目標に据えている。

しかしながら、令和二年度の四〇代以下の農業従事者数の実績は二二・七万人となり^(注2)、基準値である平成二五年度の三一・一万人すら下回っている。この状況には、二〇年の農林業センサスの仕様変更の影響が背後にあると考えられるものの、当初の見込みと比べて新規就農者の確保が進んでいないと解釈すべき結果となっている^(注3)。

事実、四〇代以下の新規就農者数は、一五年の二・三万人をピークとして、減少傾向にある^(注4)。また、目標となる定着ベースでの倍増についても、新規就農者の離農が多く、そのうち特に新規雇用就農者の定着は進んでいない。令和二年度の調査では、農の雇用事業の支援終了後の新規雇用就農者の定着率は六六・一%（全国計）にとどまり、何らかの理由で三割強が離農している。農業次世代人材投資事業の支援終了後の新規自営就農者の定着率が九割強と比較的高いことを踏まえると、雇用

就農者の定着率の改善が労働力確保において重視すべきポイントといえるだろう^(注5)。

そこで農の雇用事業対象者の離農理由をみると、「業務内容が合わない、想定と違っていた」に類する回答割合が最も高く、なかでも「農業の理想と現実のギャップ」をあげる声が多い。就農に関するミスマッチの発生が推測される結果であり、こうしたギャップを事前・事後に軽減する仕組みの検討が必要だろう。

これに次ぐ離農理由は、前述の働き方改革と関わる給与関係、勤務時間など労務管理への不満である。なお、令和二年度以降の農の雇用事業では、「働きやすい職場環境づくり」が受け入れられる農業者の要件に加わっており、その効果検証が待たれるところである。

厚生労働省の「雇用動向調査」によれば、農業・漁業・林業など一次産業の離職者は、現職を「卸売業、小売業」「製造業」「医療・福祉」とする傾向がみられる^(注6)。農業労働力不足をめぐっては、賃金水準を含めて他産業との競合が懸念されているが、農林業センサス以外の労働力関連調査の結果をみながら、農業からの流動性が高い業種の特徴や経緯を詳細に検証していくことがまずは必要であると考えられる。

(2) 新たに農作業に従事し始める人は増加傾向

長期的な雇用において定着率が課題になる一方で、短期的雇用の人数は増加傾向にある。特にコロナ禍においては、リーマンショック時にもみられたように、休業など就労に影響があった、ないし働き方や考え方に変化があった他業種の従事者が農業で働くことに関心を寄せる傾向が強くなり、なかにはリピーター的に就労を継続する者も出てきている。

この背景には、都道府県、市町村、JAグループなどが、農業者と就農希望者がマッチングする機会を拡充した成果があり、農業で働きやすくなったことが大きく寄与している。

JAグループでいえば、多くの県域がスマートフォンアプリを通じて、求人情報を即時に確認し、応募できる仕組みを備えるようになっており、一日単位かつ短時間の求人をも可能としている。これによって、農業従事者を希望する求職者も、本人が望むタイミングや日数に応じて、気軽に応募できるようになり、JAグループ北海道の「パラレルノーカー（パラレルワーカーと農家を掛け合わせた造語）」をはじめ、多様性に富んだ多くの人材が働くことが実現している。

このとき、アプリ内に写真や動画を掲載し、従事する作業内容を事前にイメージできるようにしているケース

もある。農作業未経験者の心理的な不安の払しょくだけでなく、従事前後の理想と現実のギャップを軽減する工夫にもなっており、デジタル化を通じた働きやすさ向上の好事例といえる。

ただし、このように多様な人材の農業就労が広まるにつれて、いくつかの論点も生じている。ここでは、以下二点を紹介したい。

一点目は、作業指示の負担と農作業ノウハウの蓄積をめぐる論点である。特に一日単位で作業メンバーが変わる場合は、常に新たなメンバーを受け入れることも多く、農業者は、その都度、作業指導を繰り返す必要がある。これは受入れにかかる負担といえるが、ここでの指示や指導が不十分になると、農産物の品質低下や働く人の不満に直結してしまい、最終的には求人しても人が集まらないという状況となり、労働力確保が困難になってしまうことも懸念される。

この対策としては、未経験者でも作業しやすい農作業工程のみを「切り出し」て任せていく、あるいは経営内部で作業指導体制をしっかり構築する、また、就労リピーターを増やしていくなど様々検討可能である。地域の状況や農作業の特性に応じて、労働者の作業ノウハウの定着のあり方を模索することが、農業者の労働力確保戦略としても重要性が高いといえる。

二点目は、継続して農業従事を希望する者にかかる論点である。地域への移住・定住を検討する際の検討事項では、生活が維持できる仕事・収入が最も重視されている^(注7)。前術の通り、農業者も同じ人が継続して働くことを評価しており、周年を通じた就労機会が提示できれば、両者の希望が一致しやすいと考えられる。しかし、人手不足に直面している露地野菜や果樹の産地では、品目の特性から農業者の労働需要が短期的かつ同じタイミングであることが多く、周年雇用を通じた労働者の定着が実現しにくい状況にある。

定住にこだわらなければ、都道府県をまたぐ複数の産地を移動し、働き回り方式の先行事例もあるが、都市部からの移住・定住の希望者がこうした働き方を好むとは考えにくい。また、これとは別に、近隣の繁忙期が異なる品目や業種の労働需要をうまく組み合わせ、継続的な就労機会を創出する発想が生まれており、すでに人材融通をはかる事例が各地で出てきている。こうした取組みは、個々の事業者間で取り組むよりも、地域内の多くの事業者による組織的な対応が望ましく、地域内の労働力需要を調整する主体と労働力供給の在り方の検討がポイントとなっている。

次から紹介する全農おいた方式と特定地域づくり事業協同組合制度は、上記2つの論点への対応を備えた実

実践事例であり、特に複数の事業者の労働需要をつなぎ労働機会を創出する点で共通している。概要と展開をみていきたい。

3 農作業受託を通じた全農おいた方式

全農おいた方式は、全農を中心にJAグループが現在進めている、農作業受託を通じた労働力支援の仕組みである。もともと全国農業協同組合連合会大分県本部（以下、全農おいた）が、㈱菜果野アグリをパートナー企業として一四年に開始した労働力支援事業を由来とするため、この名称で呼ぶこととした。

基本的な概要は、西村・花木・伊名岡（二〇一九）、草野（二〇二〇）、堀口（二〇二二）、高木（二〇二二）に詳しいが、農作業受託の特性を生かしながら、現金日払い、勤務時間・日数は応相談、作業現地への送迎など、働く人に歩み寄って、農業に関わるハードルを下げる工夫と農業者の労務管理負担を極力減らしつつ、労働需要を満たす工夫を同時に行っている点が特徴となっている。

なお、こうした特徴は、現場作業において農業者と労働者が直接関わることなく、菜果野アグリが中心的役割を果たす作業受託の仕組みに大きく起因している。すなわち、労働者は作業ノウハウを蓄積している菜果野アグ

リのスタッフの指示に従い、チーム単位で従事するため、農業者の作業指示の得意・不得意によることがない。また、委託先となる農業者と菜果野アグリ・全農おいたが事前に面談し、受託内容に関して、菜果野アグリのスタッフの作業しやすさを重視した調整を行っていることも、農業未経験者でも従事しやすい環境につながっている。さらには、全農おいたと菜果野アグリが年間の作業スケジュールを策定するため、就労希望者が個々に仕事を探す手間が省け、継続的な就労希望を実現しやすくなっている。

一方、農業者にとっても、作業料金を払えば、労務管理と圃場等での作業指示を菜果野アグリに一任できるため、直接雇用と比べて容易に労働力の確保が実現できている。

本方式を通じて、年間延べ二万人強が農作業に従事している。県内の農業振興の一翼を担うだけでなく、農福連携や農泊、地方創生を推進する取組みにも発展してきており、二一年前後からは、さらなる新展開が進行している。

うち一つは、労働者の定着に欠かせない、就労先の確保に関する展開である。全農おいたと菜果野アグリでは、以前から労働需要の組み合わせを通じて継続的な就労機会の確保努めてきた。しかし、県内全域が冬から春

にかけて農閑期にあたるため、この時期の受託量の減少が課題となっていた。この対策として、農閑期の仕事を創出することを目的とした冬から春先を収穫期とする品目の振興や農繁期が異なる品目を有する隣県との連携など様々な取組みをこれまで行ってきたが、さらに二一年からは、大分県内において、冬場から春先にかけて仕事がある水産業や林業（しいたけ栽培）の作業の受託を始めている。業種をまたぎ作業を通じて従業員の定着を目指す事例として、今後注目される動きといえる。

もう一つは、大分県が先行して蓄積してきた作業受託のノウハウの全国展開である。他県域で取り進む場合は、大分県の菜果野菜アグリにあたるパートナー企業の確保が長らく課題になっていたが、二一年四月一日に全農とJTBが連携協定を締結し、全農おいたが蓄積してきたノウハウをJTBと共有することが決まっている。したがって、全国に支店網を有するJTBをパートナー企業として、希望する県域が全農おいた方式に取り組める環境が整っており、観光業などJTBがコネクションを持つ業種の従業員が、新たに農業で働ききっかけに繋がることが見込まれる。

また、本方式の取組みが広がるなかで、県域間の情報共有をはかる協議会の設置が進んでおり、二〇年には九州と中国・四国、二一年には東北、北海道、関東・甲信

越においてブロック協議会が設置されている。二二年には、残るエリアのブロック協議会に加えて、全国労働力支援協議会が三月に発足予定であり、県域段階での取組状況と課題を共有し、県域をまたぐ連携などを議論する各ブロックの協議会と全農おいた方式を起点とする地方創生など幅広い情報共有を行う全国協議会という複数の情報共有の仕組みを備えることで、本方式を通じた農業・地域振興がさらに進むことが期待される状況となっている。

4 特定地域づくり事業協同組合制度の概要と展開

特定地域づくり事業協同組合制度は、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」（一九九一年一月成立、二〇〇六年六月施行）に基づく労働者派遣法に関する特例措置と財政支援のもと、「季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事するマルチワーカーに係る労働者派遣事業」を主とした特定地域づくり事業の実施にかかる仕組みである^{注）}。

本制度は、個々の事業者の人手不足対策にとどまらず、「地域づくり人材」の確保に主眼があり、労働者派遣のスキームを活用して、通年・終日では仕事がない事業者の労働需要を組み合わせ、年間を通じた仕事と一定の給与水準を確保することで、移住・定住を促すことも

視野に入れている。

制度の活用には地域的な条件はあるが、「過疎法」に基づく過疎地域以外でも、都道府県知事が過疎地域と同程度に人口が減少し、人材確保に特に支援が必要と判断した地区は対象となる。すでに、過疎地域非該当の市の小学校区を対象地区とする活用事例も出てきており、広域市町村も活用を想定することができる。

また、派遣元事業者は派遣先となる事業者が組成する事業協同組合に限られる一方で、雇用される派遣労働者は年齢、職歴、現住所が問われることなく、移住者、Uターン希望者、地域おこし協力隊まで幅広く対象となる^{注9}。派遣先となる事業者についても個人・法人どちらでもよく、事業者の業種も、労働者派遣事業の対象外である港湾運送、建設、警備等の業務以外であればよく、地域の幅広い事業者の参加が可能である。農業を想定する場合は、任意組織の集落営農や酪農ヘルパー組織を除けば、家族経営、集落営農法人を含む農業法人、さらには市町村の農業公社やJA、JA出資型法人まで多様な主体が関わる^{注10}ことができる。

本制度を活用する手順としては、(1)地域の事業者による事業協同組合の設立(発起人四名以上)、(2)事業協同組合による特定地域づくり事業協同組合の認定申請、(3)労働者派遣事業の届出^{注11}という三段階を経る必要が

ある。これらの手順にかかる前に発起人となる事業者が揃うことや、認定申請にあたり資金計画・事業計画の作成や派遣元責任者の確保をはじめとする事業体制の整備、組合員が納得する派遣料金の設定などを市町村・都道府県とも事前相談し確定するなどに時間が必要となり、さらに市町村からの助成がある場合は議会を経る必要もあるため、検討開始から事業開始まで半年から一年かかっているケースが多い。そのほか、派遣労働者を募集しなければならず、採用状況次第では、手続きが完了しても派遣事業を開始できず、大幅に事業計画の実現が遅れるケースもありうる。

なお、対象となる事業協同組合については、新設に限らず、すでに設立済みの組合でもよい。

全国初の事例が二一年二月に認定されて以降、一二月末までに三〇組合が特定地域づくり事業組合として認定済みであり、うち二〇組合において農業事業者が組合員となっている。

各組合の派遣スケジュールをみると、農業を含めた仕事の組み合わせパターンは大きく三つに分けることができる。

一つは農業に特化して、繁忙期がずれる品目を組み合わせさせた「農繁期組合せタイプ」であり、二組合が該当する。もう一つは、農業と繁忙期に人手を必要とする他業

種を組み合わせた「繁忙期組合せタイプ」であり、最も該当組合数が多い。島根県で見られる農業と酒造会社の就労などはその典型である。残る一つは、農業の農閑期に通年で人手が不足している業種の就労を組み入れる「通年業種組合せタイプ」であり、総合スーパーや介護施設など時期を問わず人手を確保したい業種と連携する事例がみられる。

本制度を通じた労働力確保や地域の担い手の確保は、雇用する派遣職員数が一つの指標となる。現状、派遣職員が十人を超える組合はないことから、地域の人手不足を広く解消するよりは、組合員となる事業者の労働力確保をはかりつつ、地域に仕事を持ち、定住する者を少しでも増やすことに意義がある状況となっている。

総務省の調査によれば、二一年一一点で認定済みの組合に在籍する派遣職員のうち、七割強が二〇代・三〇代、六割強が地域外からの移住者（Ｕターン者含む）であり、若年層が地域で働く契機として機能している。とはいえ、当初計画していた従業員数を実現できていない組合も多く、制度の周知と地域外に向けた求人情報の発信が欠かせない状況にある。民間の採用サイトを活用して成果をあげる組合も出てきており、組合の特性とメリットの紹介を兼ねた求人の方が今後の検討ポイントであろう。

事業者の立場から本制度をみると、組合員となって組合を主体的に運営する必要はあるが、賃金支払いなどの労務管理や年間スケジュールの調整を特定地域づくり事業協同組合に一任できるうえ、現場では継続的に働く人に対して自らの指揮命令のもとで従事してもらえメリットがある。とりわけ労働需要が短期ゆえに移住者の就労先に選ばれにくかった事業者にとっては、働く人が来ることが最大の利点といえる。一方、移住者としては、安定的な雇用環境が確保され、地域での働きやすさが増したことが評価ポイントになると思われる。また、移住直後に働く業種を一直線に決めず、働きながら地域を知るきっかけとなっていることを利点として強調したい。

二一年一二月時点の市町村の意向調査では、設立済みを含めて、一・二の市町村が制度活用意向を持ち、四八が検討中と回答している。新たな仕組みとして、今後さらに広まっていくことを期待したい。

5 おわりに

以上、二つの労働力支援の仕組みをみてきた。最後に、今後の展開に向けて両者に共通する農業にかかる論点を二つだけ紹介しておきたい。

第一は、マルチワーク先の発掘が容易ではない点である。この内容は石田（二〇二一）にもまとめているが、

個々の事業者の労働需要の把握の難しさに起因しており、特定地域づくり事業協同組合の発起人・組合員の確保の難しさにもつながっている。事業者から自らの労働需要を発信してもらう工夫やハローワークや農協の職業紹介事業の利用実績を参照としていくなど、効率的な情報共有の仕組みの検討が別途必要である。コロナ禍においては、技能実習生等の来日スケジュールの混乱から人手不足となっている事業者も多く、こうした先の把握も重要といえよう。

第二は、働く者の希望に応じたキャリアアップをめぐる論点である。将来的に就農を希望する者に対しては、これらの仕組みを通じた段階的なステップの事前検討が重要といえる。すでに全農おいた方式では、菜果野菜グリの社員を経て、就農するケースが出ている。今後展開していく特定地域づくり事業協同組合では、派遣での従事を通じて人にノウハウ・技能が蓄積していくため、派遣先となる組合員が指導的な観点を持ち、就労を通じて経営ノウハウや栽培技術が身につくような配慮をすることが欠かせないと考える。このとき、トラクター等の機械やドローン・草刈機などスマート農業のオペレーターとなることを見据えた講習をJA等が行い、地域の担い手を育成する観点があってもよいだろう。

多様な人材が働くことは、「半農半X」など副業的に

農業にかかわりたいという希望を含め、ニーズの多様化を意味する。これまでの新規独立就農や農業者のもとでの雇用就農とならび、全農おいた方式や特定地域づくり事業協同組合など新たな選択肢を含めてこうしたニーズにいかに対応し、地域の関係人口の創出拡大していくか今後フォローが重要となる。

(注1) なお、農業就業者について、一五年の「農業構造の展望」は法人経営体の役員等を含めずに検討している。一方、

二〇年の展望は、一五〇日以上農業に従事する役員等を含めて就業者数を考えており、その見通し結果にも違いがある。

(注2) 各年度の実績は、農林水産省の「実施施策に係る政策評価の事前分析表」各年版に詳しい。

(注3) 二〇年センサスでは、労働力に関連する質問項目の仕様変更による影響が言及されている。また、いわゆる一戸一人の役員等が基幹的農業従事者としてカウントされない集計方法の変更が行われている。ただし、十五年センサス時点での一戸一人の農業従事者は千人強にすぎず、その影響は限定的である。

(注4) 一五年以降の新規就農者の推移に関する背景や統計の動向については、「農村と都市をむすぶ」二二年一一月号の堀口健治氏の説明に詳しい。

(注5) 新規就農者の定着率は、規制改革実施計画の重点事項となっており、農業次世代人材投資事業と農の雇用事業を活用した新規就農者の就農継続状況については継続的な調査と効果検証が行われてきた。さらに令和三年度からは、青年等就農計画の認定を受けて就農した者にも範囲を広げて調査を行うことが決まっている。

(注6) ただし、最新の二〇年の結果では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一次産業から卸売業、小売業への転職者数は激減しており、二一年もこの傾向が継続すると見込まれる。今後の雇用就農者をめぐる状況を整理する際は、業種ごとのコロナ禍の影響を加味する必要があるだろう。

(注7) 総務省地域力創造グループ過疎対策室『「田園回帰」に関する調査研究報告書』（二八年三月）など参照。

(注8) 財政支援としては、運営経費（通年ベース）の運営費の一／二が市町村からの助成となる。この市町村の助成については、三／四が特定地域づくり事業推進交付金と特別交付税となるため、実質的な市町村負担は助成の一／四となる。雇用にかかる経費を対象とする支援内容は珍しく、本制度のメリットの一つといえる。

(注9) 農業・漁業の業務にあたる場合に限っては、特定技能外国人を派遣労働者としてもよい（「特定地域づくり事業協同組合制度に係るQ&A」参照。なお、現在は実績なし）。

退職者を含め、以前から地域に住む者も対象となるが、法成立時の附帯決議において「派遣労働者の募集・採用するにあたっては、できる限り当該人口急減地区外の人材の移住や定住が促進されるよう、必要な施策を講ずること」と明記されている通り、新たな地域づくり人材の確保を見据えた移住・定住促進策としての機能が期待されている。

(注10) このうち、農業協同組合については、本制度が中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合を起点としているため、「小規模の事業者」に該当しない農業協同組合を組合員とすることの可否が論点となっている。結論としては、他の発起人と都道府県の事業協同組合の担当部署の判断により、組合員になることはできるため、総代会など必要な手続きを経て、進めればよい。選果場などで人手を必要とする農協が関わることは、派遣先確保に悩む特定地域づくり事業協同組合の運営にもメリットがあるほか、地域外から来た派遣職員が農協を知りきっかけにもなり、農協側にとってもメリットもある。今後は、農協側でも参画を積極的に検討してもよいと考える。なお、組合員になることはできるが、小規模の事業者以外が組合員となる事業協同組合にかかる「私的独占禁止法」第二二条第一号はそのまま適用されることになるため、公正取引委員会への届出等は必要となる。ただし、特定地

域づくり事業協同組合制度の趣旨と仕組みを踏まえれば、この点に関して問題となるケースは極めて少ないと考えられる。

(注11) 本来、労働者派遣事業を行う場合は、労働者派遣法が定める各種の基準を満たし、厚生労働大臣の許可を受けるべきところ、本制度では届出で事業が開始できる特例措置が設けられている。そのため、労働者派遣法が定める許可基準がそのまま適用されず、別途基準が設けられている。よって、農業分野での派遣事業検討時に大きなネックとなっていた派遣事業者の財産的な基礎(資産総額から負債総額を控除した額が一事業所あたり二十万円以上)についても大幅に緩和された別の基準が設けられている。なお、許可以外については、法第二三条の二の関係派派遣先の適用除外など一部例外もあるが、おおむね労働者派遣法に準じる必要がある。

参考文献

石田一喜(二〇二二)「人手不足に直面する地域の『受援力』向上を目指して」二〇二〇年基本計画における農村政策を踏まえて
一「『農林金融』二二年一月号

草野拓司(二〇二〇)「JA全農おいたとパートナー企業との連携による労働力支援の取組み」『農中総研 調査と情報』二〇年五月号

西村英治・花木正夫・伊名岡昌彦(二〇一九)「労働力不足に対する全農の取り組み」『農業市場研究』第二八巻第三号

高木英彰(二〇二二)「農業における短期的労働力の確保―大分県における取組事例―」『共済総研レポート』二〇二二年八月号

堀口健治(二〇二二)「JA全農おいたの労働力支援による農業拡大・就労機会増加の地方創生―パートナー企業・請負・出口戦略・受託のチェック―」『農林金融』二〇二二年五月号

ミカン地帯の短期収穫労働を支える「アルバイト事業」と従事者の特徴

—J Aにしようわの取り組みからの検討—

一般社団法人日本協同組合連携機構 岩崎真之介

1. はじめに

農業は季節的な繁閑差が大きく、繁忙期における短期的な雇用労働力の確保が重要となるが、この性質は露地野菜産地や果樹産地においてとりわけ顕著である。その中でも、こうした短期雇用の豊富な供給源となりうる都市を近隣に持たない産地では、県をまたいで、場合によっては全国各地から短期雇用を呼び込むことが必要となりつつある。

本稿では、全国屈指の温州ミカン産地である愛媛県JAにしようわにおいて、二〇年以上に渡って続けられているアルバイト事業の取り組みとその新たな展開から、農業における短期雇用確保のあり方を検討する。

この取り組みでは、同JAが事務局を担う雇用促進協

議会が、当地域で「アルバイト」と呼ばれるミカン農家の短期雇用の、募集・採用の支援や宿泊施設の運営を行っている。アルバイトの多くは、全国各地のアルバイトを渡り歩く若者となっている⁽¹⁾。

また、二〇一九年以降の新型コロナウイルス禍は、人の長距離移動を伴う農業労働力確保の取り組みに大きな困難をもたらしているが、そうした状況に対する当地域の対応についても紹介したい。なお、本稿の事例に関する記述内容は、二〇二〇年以降のコロナ禍への対応として明示している箇所以外は、我が国における新型コロナウイルスの最初の感染拡大より前の二〇一九年までの取り組み状況を前提とするものである。

2. 地域農業とJAの概況

JAにしようは愛媛県南部の八幡浜市、西予市三瓶町および西宇和郡伊方町をエリアとしている。当地域は平地が少なく、沿岸部はリアス式海岸で急峻な崖となっており、こうした地形が柑橘栽培に適した環境を形成している。

二〇二〇年の温州ミカンの栽培経営体数は、八幡浜市一、三〇四経営体、三瓶町五三経営体、伊方町三八八経営体である^①。同じく栽培面積は、伊方町については非公表のため数値が不明であるが、八幡浜市一、三二一ha、三瓶町三九haである。愛媛県全体に占めるこれらの地域の割合は、経営体数では三一・五％、栽培面積では八幡浜市と三瓶町のみで三六・八％である。栽培面積については伊方町を含めれば四割を超えるものと推測され、温州ミカン主産県である愛媛県の中でも当地域が中心的な位置にあることがわかる。

一経営体当たりの平均栽培面積は、県全体の六六・七aに対し、八幡浜市が一〇一・三a、三瓶町が七三・六aであり（データの制約から伊方町は算出不可）、特に八幡浜市は平均的な経営規模が県全体のそれを大きく上回っている。

同JAはミカンの販売取扱高一〇八億円で全国屈指の

生産量と品質を誇っており、なかでも真穴・川上・日の丸などはトップクラスの銘柄として知られる。中晩柑を含めた柑橘全体の取扱高は一五三億円にのぼっている（取扱高は二〇二〇年度）。

ミカン作は収穫期における労働ピークが著しく、当地域では収穫期に膨大な人手が必要となることから、同JAは行政等と連携しながら、人手確保に向けたさまざまな取り組みを行っている。その主なものを挙げると、①アルバイト事業、②労働力確保に向けた産地間連携、③無料職業紹介（求人農家と近隣市町の求職者とのマッチング）、④農作業支援（JA臨時職員による農作業代行）、⑤「八幡浜お手伝いプロジェクト」（企業等の団体を中心とする、松山市からの有償ボランティアの受け入れ）、⑥大学生の農業体験やボランティアの受け入れなどである。本稿では、最も中心的な取り組みである①と、その新たな動きである②について取り上げる。

3. アルバイト事業の実施体制と仕組み

（1）事業の経過と実施体制

アルバイト事業は、一九九四年に同JA管内の真穴地区で「真穴みかんの里アルバイト事業」として開始された。真穴地区は従来からミカン農家において「摘み子」と呼ばれる収穫期の雇用労働力が多く導入されてい

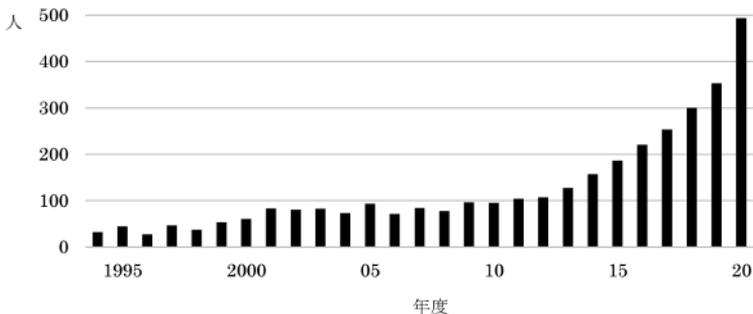
た地域であったが⁽³⁾、八幡浜市中心部から距離があることなどが原因で「摘み子」の確保が困難になりつつあった。こうした状況を受け、真穴地区では生産者や関係機関が「真穴みかんの里雇用促進協議会」（以下、「協議会」）を設立し、収穫期の雇用労働力を全国から募集するアルバイト事業を開始した。

協議会のメンバーは、真穴地区のミカン生産者五人、同JAの営農振興部および真穴事業所、愛媛県南予地方局地域農業室（名称は当時のもの）、八幡浜市農林課であり、正副会長を生産者が務めている。JAは協議会の事務局として、アルバイト事業において、全体統括や求人広告の作成、アルバイト希望者からの問い合わせへの対応、採用面接、宿泊施設の運営、その他一般的な事務手続きなど中心的な役割を担っている。

図は、アルバイト事業で農家に雇用されたアルバイト数（実人数）の毎年の推移を示したものである。アルバイト事業は二〇年以上に渡って着実に実績を積み上げており、二〇一九年度のアルバイト数（実人数）は三五三人で、真穴地区におけるミカン収穫期の短期雇用のおおむね三割前後を占めるまでになっている。

また、近年はアルバイト数が急速に増加しているが、その背景には、後述の宿泊施設が整備されたことや、真穴以外の地区においてもアルバイト事業の展開が図

図 アルバイト事業におけるアルバイト数（実人数）の推移



資料：JAにしようわ資料をもとに筆者作成

注）数値には真穴地区以外のアルバイト数も含まれている。

られていることがある。さらに、二〇二〇年度には四九三人と、前年を一四〇人上回る過去最高人数となっているが、これは後述のようにコロナ禍への対応としてJAがPCR検査等に注力したことによるものと考えられる。

(2) 事業の仕組み

ここではアルバイト事業の基本的な仕組みを見てみよう。アルバイトの募集は、①農業求人サイトを中心とするインターネット上での募集、②東京・大阪などの大都市におけるマッチングイベントでの募集、③経験者からの紹介、④他産地の短期雇用者に対する募集、などで行っており、従来は①が多かったが、最近では③と④から応募してくるケースが多くなっている。

応募は電話または求人サイトの応募フォームで受け付けており、応募者には面接を実施する。面接は電話面接が中心であり、そのほかに大都市部での面接会も開催している。面接会には生産者である協議会正副会長が同行して、アルバイト希望者に対し、農業の魅力やアルバイトへの期待を直接伝えている。

採用となったアルバイトは、各農家の希望人数に応じて農家に割り振られる。雇用関係は農家とアルバイトとの間で結ばれる。雇用期間は一月一〇日頃から一

二月二五日頃までのおよそ一カ月半である。一月上旬になると、続々とアルバイトが訪れて当地域は活気を帯びる。アルバイトはまず対面式に臨み、これから一か月半をともにする農家との初顔合わせを果たす。そして翌日からは早速農作業に従事することになる。

アルバイトが行う農作業は主にミカンの収穫と運搬である。農作業の仕方については、対面式後の説明会で簡単なレクチャーが行われるが、基本的には農家の指導を受けながら実際に作業を体験するなかで覚えていくようである。

アルバイトの労働条件は、募集時の求人内容が基本となるが、農家とアルバイトとの話し合いによって変更することも可能である。賃金は時給制で、重労働である運搬作業は収穫作業より賃金が高めに設定される。また、アルバイトには宿泊場所と食事が無料で提供され、赴任手当も支給されるほか、期間を満了したアルバイトにはミカンケースが贈られる。これらの報酬や福利厚生費用は、アルバイトを雇用する農家が負担する。

4. 廃校を活用した宿泊施設の整備

アルバイト事業では、当然、期間中のアルバイトの宿泊場所が必要となる。当地域では従来から、アルバ

イターは就業先農家へのホームステイを行ってきた。これには、農家と寝食をともにすることで、農村文化や農家家族の温もりに触れてもらい、農業・農村への理解醸成や移住などへとつなげたいという思いが込められている。このホームステイは現在も続いており、アルバイトにも好評のようである。その一方で、受け入れを行う農家にとっては負担が大きく、アルバイトを雇用したいが、ホームステイ受け入れは難しいという農家が増加していた。

こうした状況を受け、JAは行政と連携して、二〇一四年三月をもって廃校となった八幡浜市内の小学校の建物を活用した、アルバイト向け宿泊施設の整備に取り掛かった。市が建物の改修工事を実施し、JAが旅館業法の簡易宿所営業の許可を得て管理運営主体となる形で、二〇一五年一月から、みかんの里宿泊・合宿施設「マンダリン」の利用が開始されている。施設の整備に当たっては、国の補助事業が活用された。また、市はJAに対して無償で施設を貸与している。

マンダリンには一階と二階のそれぞれに四人用の客室が八部屋（三二人分）ずつあり、合わせて六四人が宿泊できる。JAはマンダリン専従の職員は雇用しておらず、営農振興部職員が夜間も宿直で対応している。施設の清掃は宿泊するアルバイトが分担して行っている。

マンダリンの利用料金は、朝夕の食事付きでアルバイト一人一泊につき二、二〇〇円であり、そのアルバイトを雇用する農家が負担する。またマンダリンでは、アルバイト以外に、就農研修者・外国人技能実習生の利用や、地域の行事・スポーツ合宿での利用なども受け入れている。

マンダリンの整備と並行して、農家が空き家を整備してアルバイト向けのシェアハウスとして活用する動きも出てきており、JAもこうした農家からノウハウを学んで同様の取り組みを始めている。

このようにアルバイト向け宿泊施設の整備が進められた結果、二〇一九年には、約三五〇人のアルバイトのうち、二〇〇人ほどが農家へのホームステイを行い、一五〇人ほどがマンダリンやシェアハウスを利用する状況となっている。また、アルバイトを雇用した農家数は、二〇一三年に五三戸、二〇一四年に五五戸であったのが、二〇一五年七三戸、二〇一六年一〇八戸、二〇一七年一三九戸と、マンダリンが利用可能となった二〇一五年以降に急速に増加している。宿泊施設が整備されたことで、農家にとってアルバイトの雇用にかかるハードルが大幅に引き下げられたことが見て取れるだろう。

5. 全国を渡り歩くアルバイトの実態

(1) 属性と就業状況

アルバイトの年齢層は、二〇歳代と三〇歳代が大部分を占めており、最高齢は七〇歳代である。農業の就業者としては若い世代が中心となっていると言える。アルバイトが当地域に赴任する前の就業地・居住地は、二〇一八年度はおよそ四〇都道府県に分散しており、アルバイトが全国各地から当地域を訪れていることがわかる。そのなかでも、東京や大阪といった大都市からやってくるアルバイトの割合がやや高い。また、アルバイトの半数程度がリピーターである。

アルバイトの就業状況については、全国の産地を渡り歩いて農作業に従事したり、小屋、スキー場といったリゾート地でのアルバイトを転々として生計を立てている人が目立つようである。旅好きな人、登山やスキーといった特定の趣味に打ち込みたい人などが、こうしたライフスタイルを選択しているのだと考えられる。

(2) 参加目的

アルバイト事業では、前述のように農家とアルバイトとの交流が大切にされている。両者は日々の農作業

やホームステイを通じて交流を深めているが、それに加えて、毎年、交流会が開催されており、おおいに盛り上がりを見せている。

アルバイト同士の交流も盛んであり、マンダリンの共有スペースや談話室では利用者が日常的に親交を深めている。また、農作業は朝が早い分、夜は自由時間が多く取れるため、多彩な趣味を持つアルバイトたちが仲間を募り、スポーツやダンスとともに汗を流すことも珍しくないようである。

全国各地の農産物産地やリゾート地を渡り歩く若いアルバイトたちにとって、旅先での出会いがそうしたライフスタイルの魅力となっていることは想像に難くない。前述のようにアルバイトの半数がリピーターであることから、当地域における農家族やJA職員、アルバイト仲間との心温まる交流が、若者たちを惹き付ける要素の一つとなっているのだと考えられる。

このことについて、曲木（二〇一九）の調査結果が参考になる。同文献では、二〇一七年度のアルバイト事業のアルバイト二五一人のうち二五人に対し聞き取り調査が行われている。その結果を見ると、二五人のうち、アルバイト事業への参加の目的（単一回答）として「収入を得るため」と回答したのは九人（三六％）、「農業体験」が七人（二八％）、「交流」が五人（二〇％）となっ

ており（残る三人は「その他・未回答」）、「農業体験」と「交流」の合計が約半数を占めている。同調査では調査対象者の選定が「新規参加者及び男性に偏っている」とされており、調査の結果はアルバイト全体の傾向から若干乖離している可能性があるものの、収入以外を一番の目的とするアルバイトがそれなりの割合を占めるとみられることは、おおいに注目すべきことであろう。

6. アルバイト事業の新たな展開とコロナ禍への対応

(1) 短期雇用確保に向けた全国レベルでのJA間連携
 アルバイト事業は、およそ一か月半という短い雇用期間にもかかわらず、全国から約五〇〇人も雇用を確保することに成功している。この収穫期はミカン農家にとって最大の労働ピークであり、そこで十分な労働力が確保できない場合は経営規模の維持は難しい。アルバイト事業が農家の生産維持に大きく寄与していることは間違いなさだろう。また、宿泊施設の整備が進められたことは、アルバイトの雇用に伴う農家の負担を大幅に軽減させたものと考えられる。さらに、同事業によって地域外から多くの人々が訪れることで、地域に活気もたらされているのみならず、ミカン農家としての就農を目指すして研修生となる人や、農家子弟と結婚して就農す

る人も少なからず現れているようである。

アルバイト事業が抱える課題は、やはり「アルバイトの十分な確保であろう。同JAでは今後、「摘み子」の減少などにより、真穴地区だけでなく他の地区においてもアルバイト事業への需要が高まっていくことが予想される。

こうした課題を見据え、同JAは既に新たな取り組みとして、産地間連携によるアルバイトの確保に着手している。これは、農繁期が異なる全国の産地のJAと連携し、連携産地間で季節雇用の労働力の融通を図る取り組みである。二〇一六年には、JAにしようわ、JAふらの（北海道）およびJAおきなわ（沖縄県）の三JA間で先駆的に連携を開始している。三JAの農繁期は、JAおきなわが一月中旬～翌年三月（サトウキビの収穫など）、JAふらのが四～一〇月（メロンやミニトマトの定植・収穫など）、そしてJAにしようわが一～二ヶ月であり、うまく組み合わせることで通年的に就業機会を確保し、アルバイトを長期的に定着させることをねらっている。

二〇一九年二月には、これら三つのJAで「農業労働力確保産地間連携協議会」を設立し、農業求人サイトにおける三JA共同でのアルバイト募集を開始している。また、各JAはアルバイトに連携JAの求人をつ

極的に紹介するとともに、二J A以上を回ったアルバイトにはボーナスを支給するなど、アルバイトに三つの産地を循環してもらうための仕組みづくりを進めている。三J Aすべてを回った例はまだ少ないが、二J A間では相当数のアルバイトを融通し合うことに成功している。さらに、J Aにしようわはこうした産地間連携を他のJ Aとも進め、雇用確保の一層の強化に取り組んでいる。

(2) コロナ禍への対応

二〇二〇年以降のコロナ禍は、人の長距離移動を伴うアルバイト事業にも大きな困難をもたらしている。コロナ禍で迎える初めてのミカン収穫期を二〇二〇年一月に控え、同J Aの地区別の会合では、感染拡大への懸念から、J Aとしてアルバイトの受け入れは見送るべきとの意見が組合員から多く出された。しかしながら、同J Aの試算では、もしアルバイトを受け入れなければ、ミカン約四、二三六トン（生産者約七〇戸分）の収穫ができなくなりその分の収益が失われるほか、収穫作業の遅れによって樹体へ悪影響が生じるなどして、多くのミカン農家が離農や規模縮小を選択すると予測され、当地域の柑橘農業が崩壊してしまうおそれすらあった。

そこで、同J Aは、感染拡大を防ぎつつアルバイト

を受け入れられるよう、アルバイト希望者全員へのPCR検査の実施と、陰性が確認されるまでの宿泊先の確保に取り組んだ。具体的には、同J Aは松山市および新居浜市のビジネスホテルの協力を得て、アルバイト希望者にそれらのホテルを手配しPCR検査を実施した。アルバイト希望者は、検査結果が判明するまでホテルに滞在し、陰性が確認され次第、就業先農家のもとへ移動して農作業に従事した（陽性が確認された場合は保健所の指示に従い対応）。検査等に要した費用の一部は、県と市町から補助を受けた。

こうした取り組みの結果、感染拡大のリスクを抑えながらも、過去最高人数のアルバイトの受け入れが実現された。人数が大きく増加した背景には、全国的に就業機会が制限される状況にあったことに加え、アルバイトにとってもこうした検査にかかるサポートが魅力的なものであったことがあるものと考えられる。同J Aでは、二〇二〇年の検査結果および農家からの要望を踏まえ、二〇二一年は来県後だけでなく来県直前にPCR検査を受けることも可能とする形に変更し、受け入れを進めることとしている。

7. まとめと考察—取り組みのポイント—

ここまで、J Aにしようわが取り組む全国域での短期雇

用確保の実践を見てきた。ここでは、本稿の結びとして、同JAの取り組みのポイントと考えられる点の整理と若干の考察を行う。

ポイントの一つ目は、宿泊施設の整備・運営についてである。アルバイター事業では、アルバイターと農家との交流を大切にしており、従来から農家へのホームステイが行われてきた。ホームステイはアルバイターにも好評である一方、農家の負担は大きく、アルバイターを雇用したいが、ホームステイ受け入れは難しいという農家が増加していた。JAは行政と連携し、廃校となった小学校を活用して宿泊・合宿施設であるマンダリンを整備するとともに、シェアハウスの整備にも取り組み、ホームステイに代わるアルバイターの宿泊先確保を進めてきた。その結果、多くの農家が新たにアルバイターを雇用することが可能となっている。

二つ目は、アルバイターの募集活動についてである。同JAは、多くの短期雇用を確保するため全国から募集を行っており、そのために、第三節に示したようにさまざまな方法を用いている。特に、他産地の短期雇用者に向けた募集では、JA間の連携を強化し産地間連携協議会を設立するなどして、産地間で短期雇用者を融通する先駆的な取り組みを行っている。また同JAでは、JA間連携の会議などで担当者が他JAを訪れる機会を利用

して、多くの短期雇用者が働いている産地や他業種の事業所へと足を運び、そこで働く人々にアルバイター事業の説明を行ったり、募集チラシの掲示を依頼して回るなど、地道な募集活動に汗を流している。

他方、農家の危機感も強く、以前に雇用したアルバイターに対し、直接に呼びかけを行ったり、雇用している期間以外にもこまめに連絡を取るなどして、自らもアルバイター確保に努める農家も少なくない。短期雇用の安定確保に向けては、数の確保とともに、その定着期間の長期化（リピーター化）を図ることが重要となる。そのためには、農家が短期雇用者と良好な関係を築くことが不可欠である。

三つ目は、当地域を訪れるアルバイターの多くが、全国を渡り歩く若者であるということについてである。既に見たように、彼らがアルバイター事業に参加した第一義的な目的は必ずしも収入ではない。彼らのように、趣味に打ち込める環境や人との出会いを求めて各地を渡り歩く、というライフスタイルを選ぶ働き手を産地に呼び込むには、金銭的報酬だけでなく、例えば農家家族との交流や同世代の仲間との出会いのような金銭以外の魅力をどれだけ感じてもらえるかが一つの鍵になるだろう。加えて、同JAのアルバイターの半数ほどがリピーターであることを踏まえれば、こうした魅力を提供すること

によって、ポイントの二つ目で指摘したりピーターとしての定着にもつながりうることを示しているといえよう。

注

- (1) こうした若者は「漂泊バイト」等の呼称で注目を集めている。「漂泊バイト農村救う 三万人、四季追い列島巡る」日本経済新聞二〇一八年六月四日朝刊。また、同じくミカンの大産地であり、都市近郊に立地している点で当該事例とは対照的なケースとして、政令指定都市の静岡県浜松市に位地する三ヶ日地区においては、都市住民や市内の人材派遣会社から雇用労働力が確保され、ミカン作経営の規模拡大が進展していることが報告されている。徳田(二〇一四) p. 一九。

- (2) 数値は農林水産省「農林業センサス」二〇二〇年。栽培面積についても同様。

- (3) 既存の調査結果によれば、ミカン農家の親戚や知人を中心、冬期に農閑期を迎える近隣市町村の稲作農家が多く雇用されていたようである。李(二〇〇四) p. 一三二。

引用文献

李哉法(二〇〇四)『野菜・果樹地帯における季節農業労働力の確保と雇用—労働市場のサービスの提供がもたらす効果と問

題—』農政調査委員会

徳田博美(二〇一四)「大規模ミカン経営進展産地における技術構造—静岡県三ヶ日地区を事例として—」『農業経済研究』八六(二)、五一〜六三頁

曲木若葉(二〇一九)「農山村地域における臨時農業労働力確保の取組と課題—愛媛県みかん産地を事例に—」『農業経済研究』九〇(四)、三四五〜三五〇頁

援農ボランティアにみるJAの取組みとその内容 — JAの強みを活かした普及・定着に向けて —

農林水産省農林水産政策研究所主任研究官 草野拓司

はじめに

農業労働力不足が深刻化しているなか、解決のひとつの手がかりとして、援農ボランティアの取組みが考えられる。農業に関心のある一般市民の力を借り、農業労働力不足を軽減しようという取組みである。

ところが、現段階においてこの取組みの大きな普及・定着はみられない。その主因は先行研究などによると、援農参加者と受入農家の不足によるものと考えられている。前者の場合、農業との関りやきっかけを持つのが難しいため、参加に躊躇することが多い。後者の場合、援農参加者への気配り・気遣いが必要であり、受入れのための準備に負担・不安を感じるため、人手不足であっても援農ボランティアの利用に踏み込めない。つまり、援

農希望者と農家が参加しやすく、なおかつ継続しやすくなる仕組みを構築することが求められていると言えるのである。

このような状況下、注目されるのがJAである。そもそもこの取組みを進めるには、農業者（農家）と一般市民を結ぶ仲介役が必要であり、普及・定着のためには、この仲介役の役割がきわめて大きい。JAは農家との密接な関係があることに加え、准組合員や地域住民との接点も多いため、仲介役として大きな役割を担えると考えられる。ただし、筆者が知る限りでは、一九九〇年代にJAによる取組みが始まったものの、やはり大きな普及・定着はみられない。

そこで本稿では、仲介役を担う二つのJAを事例として、JAが援農ボランティアの取組みを行うケースにお

いて、援農希望者と農家が参加しやすく、なおかつ継続しやすくなるためのポイントを明らかにしたい。

以下、一節で事例とするJAの実態を紹介した後、二節で援農希望者と農家が参加しやすく、なおかつ継続しやすくなるためのポイントを考察する。最後にまとめを行う。

なお、本稿は草野（二〇二〇）a）をベースとして、新しい情報を加えつつ再編集したものである。

1 事例の実態

援農ボランティアは、主に多品目野菜生産あるいは果樹類生産でみられる。前者は周年的な労働力需要でありJAむさし東京三鷹支店の取組みが当てはまる。後者は収穫期などのスポット的な労働力需要であり、JAなんすんの取組みが当てはまる。この二つのJAの取組みを紹介する。

(1) JA東京むさし三鷹支店¹⁾

a 管内農業の特徴

JA東京むさしの管内では、多品目野菜を中心として、果樹類や花きなども生産されている。体験農園の人氣が高いなど、「農業を行いたい」「土いじりがしたい」というニーズが高い地域である。

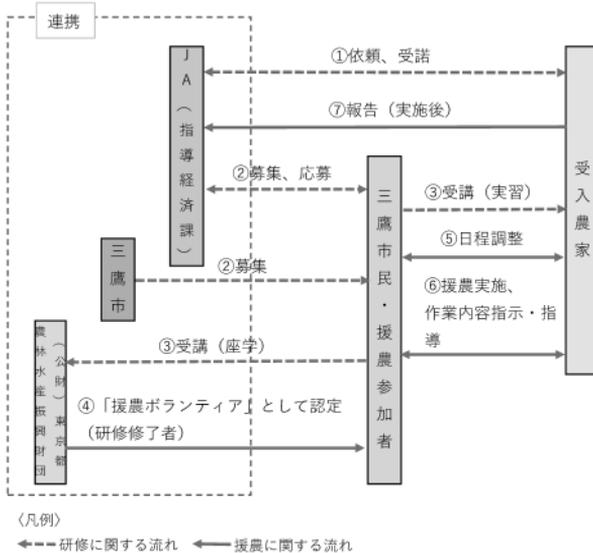
b 仕組み

JA東京むさし三鷹支店（以下では「三鷹支店」）では、高齢化・後継者不足などによる人手不足が問題になっていた際、東京都農林水産振興財団（以下「振興財団」）から「東京の青空塾事業」の取組みの紹介を受け、二〇〇一年よりこの事業に着手した。目的は、農業者と交流を図りながら都市農業を応援してくれるボランティアを養成することに加え、そのボランティアを農家へ派遣し、農家と共に新鮮で良質な農産物などの生産を担ってもらうことである²⁾。この取組みの担当部署は指導経済課で、二、三人の職員が他の業務と兼務しながら、援農ボランティアの業務に当たっている³⁾。

第一図で援農が行われるまでの流れをみていこう。最初に「援農ボランティア養成講座」（以下「研修」）を行うため、三鷹支店がこの取組みに適していると考える農家に研修の受入れを依頼し、受入れが可能と判断した農家は受諾する。

受入農家のほとんどは兼業農家で、生産緑地で農業生産を行っている。規模は市内でも比較的大きい農家（〇・五〜一ヘクタール）である。その多くが、以前は家族労働力のみで農業生産を行っていたが、高齢化などでそれが無理になり、援農ボランティアの労働力を活用しているという。

第1図 JA東京むさし三鷹支店における援農ボランティアの流れ



資料：JA東京むさし三鷹支店でのヒアリング結果をもとに作成

受入農家が決まった後、三鷹市がその情報を市報・ホームページなどに掲載するのに加え、ポスターを市内の施設や三鷹支店を含めた六つの支店で貼るなどして、この取組みの周知を行う⁽⁴⁾。募集の対象となるのは二〇歳以上の三鷹市民である。研修受講希望者は、はがきで三鷹支店指導経済課に応募する。その後、三鷹支店では研修(実習)の受入農家と受講生の特徴などをみてマッチングを行い、受入農家には受講生の情報を、受講生には受入農家の情報を通知する。そして、一年間の研修を経て「援農ボランティア」として認定された人々が、二年目からは実際の援農に入っていく。

ここで、少し詳しく研修と実際の援農の内容をみていこう。

研修は振興財団での座学二回、現地視察研修一回、受入農家での実習一〇回以上である。特に大きなウエイトを占めているのが受入農家での実習である。実習は、それぞれの受入農家で最少でも一〇回行われ、連絡は受講生と農家の相対で行われる。多品目野菜に関わる軽作業を行い、技術を要する危険な作業は行わない。閉講式では振興財団から受講生へ「援農ボランティア」としての認定証が授与される。閉講式の後は、受入農家やすでに実際の援農を行っている人々も加わり、交流会が開催されている。

研修の費用は、座学の場合は振興財団が負担し、実習の場合は三鷹市からの助成を受けた三鷹支店により受入農家に支払われている。開講式・閉講式の費用も同様に、助成金から支払われている。交流会の費用は三鷹支店の負担である。このように、受講生の費用負担はないが、労災保険料のみ受講生の自己負担となっている。

次に、実際の援農についてみていこう。三鷹支店では、実習先の農家を二年目以降の援農先としており、受入農家と援農参加者が相対で連絡をとって行われる。援農終了後は受入農家から三鷹支店に報告書が提出される。

一回の作業時間は原則半日で、作業内容は収穫や除草など、簡単で危険ではない手作業である。援農参加者への報酬はなく、労災保険は援農参加者が自己負担している。

d 実績

実績をみると、二〇一九年度の援農参加者数は六〇人である。平均年齢は六〇歳ほどであり、定年退職者が多い。同年度までに研修を修了している人は二四〇人いるので、研修修了者の一／四が実際の援農に参加していることになる。

同年度の研修受入農家は四戸であり、実際の援農を受け入れた農家は一四戸であった。

この取組みは、援農参加者、受入農家の両者から好評を得ているという。特に、受入農家が「作付けを維持できるのは援農参加者のおかげ」と言うように、実際に農家の経営に効果を発揮している点は注目すべきところである。援農参加者の労働力を見込んでハウスを増やしている受入農家もいるという。また、これまでに援農参加者一人が雇用契約に至っており、雇用への可能性があることも分かる。

(2) JAなんすん⑤

a 管内農業の特徴

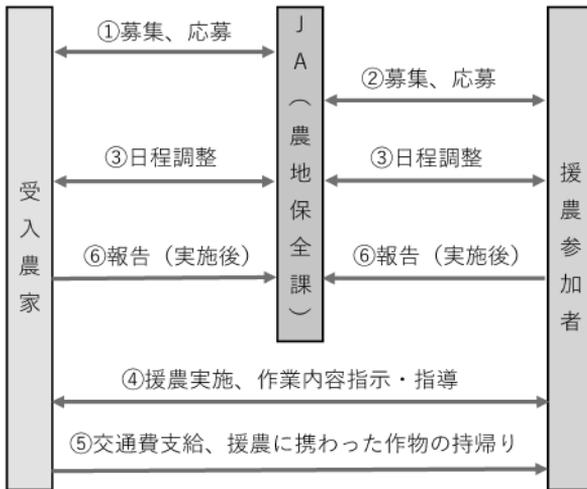
JAなんすん（以下では「なんすん」）の管内では、みかんや茶を中心とした農業が行われている。市民農園が盛況など、一般市民の農業へのニーズが高い。

b 仕組み

なんすんは、みかんの収穫の労働力不足を補うことを目指し、二〇一〇年からこの取組みを始めた。この取組みの担当部署は営農部農地保全課で、一人の職員が他の業務と兼務しながら、援農ボランティアの業務に当たっている⑥。

第2図で、実際の援農が行われるまでの流れをみていこう。最初になんすんは、受入農家の募集を行う。この

第2図 JAなんすんにおける援農ボランティアの流れ



資料：JAなんすんでのヒアリング結果をもとに作成
 (注) 受入農家の募集には、生産部会の協力がある。

募集にあたっては、生産部会に協力してもらっているのに加え、なんすんも農家に対して経営に与える効果を説明している。そして、援農を受け入れたいという農家が営農経済センターで申し込みを行う。

受入農家のほとんどは専業農家であり、農振地域で農業生産を行っている。受入農家の規模はさまざまだが、比較的規模の大きな農家が多い。日頃の作業は家族労働で賄えるが、柑橘の収穫などは一時期に集中的に労働力が必要なため、以前は家族労働力に加え、親せきや地域の人々、あるいは出稼ぎ労働者などで労働力を賄っていた。しかし、高齢化などによりそれらの労働力が調達できなくなったため、援農ボランティアに労働力を求めているという。

なんすんで受入農家のとりまとめを行った後、広報誌・ホームページ・チラシ・市報などで援農参加者を募集する。募集の対象となるのは一八歳以上であり、居住地などの資格制限はない。募集の際、受入農家から援農参加者に交通費一律一、〇〇〇円が支給されることに加え、援農に携わった作物の持ち帰りを前提にした募集としている。例えば西浦みかんの場合、一日一〇kgのみかが謝礼として渡されることとなっている。

一方、援農参加希望者は、なんすんホームページの応募フォームか、あるいは最寄りの支店で申し込む。それ

を受けたなんすんは、受入農家と援農参加希望者の特徴などをみてマッチングを行い、両者に通知する。その後、援農参加者には作業内容の簡易な説明を行うにとどめ、研修は行わず、実際の援農が実施される。援農参加者と受入農家が顔なじみになった場合は、なんすんを通さず、相対で連絡をとって援農を実施するケースが多くなっているという。援農作業終了後には、援農参加者と受入農家からなんすんへ報告が行われる。労災保険はすべてなんすんが負担している。

実際の援農は、午前八時から午後四時など、一日が行われて行われる。作目は特産品五品目である西浦みかん、長泉四ッ溝柿、愛鷹山麓ぬまづ茶、キンカンこん太、長泉白ネギにほぼ限定し、作業も収穫などに限定している。

d 実績

実績をみると、二〇一八年度の援農参加者数は、西浦みかんが最も多くて一四九人、ついで長泉四ッ溝柿七四人、愛鷹山麓ぬまづ茶が四二人などで、延べ人数は一、二四七人日に達している。七〇〜八〇%の人々が繰り返し参加していることから、人気のほどがうかがえる。参加者の平均年齢は七〇歳代前半で、定年退職者が中心という。

受入農家数は、最多が西浦ミカンの収穫で三八戸、次いで長泉四ッ溝柿の収穫八戸と続いている。生産部会の協力やなんすんの農家への説明により、受入農家数は増加している。

また、援農参加者、受入農家の両者から好評を得ているという。特に、受入農家が「援農ボランティアのおかげで一日に収穫できるミカンの収穫量が格段に増えた」というコメントがあり⁽⁸⁾、実際に農家の経営に効果を発揮している点は注目すべきところである。これまでに、援農参加者二人が雇用契約に至っており、雇用への可能性があることも分かる。

3 普及・定着のためのポイント

以上の二つの事例の取組みから、援農希望者と農家が参加しやすく、なおかつ継続しやすくなるためのポイントを考察する。

(1) 参加を促すためのきっかけ作り

最初に、援農希望者と農家の参加を促すためのきっかけづくりを検討する。

まず、三鷹支店の場合、研修の実施が大きなきっかけになっていると考えられる。多品目野菜の場合、年間を通してさまざまな野菜が生産されることから、すぐに実際の援農に参加することは難しい。そのため、一年をか

けてそれぞれの品目に必要な知識や技術を一通り学ぶ場となる研修が、農業と関わりを持ちにくい一般市民にとつてのきかけになる。受入農家も、研修終了生を受け入れることになるので、安心感があり、教える手間が省け、受け入れやすいと言える。また、研修終了後に交流会を開催することで、受入農家や既に関係する農家に参加している人々が、研修を終えたばかりの修了生の援農への参加を後押しする場になっている。

一方、なんすんの場合、援農は主に果樹類の収穫作業などに限定するので、研修は実施されない。そこで求められるのが、居住地などの制限を設けず、より広く募集をかけることに加え、交通費の支給や援農に携わった農作物の持ち帰りを前提とした募集とすることであり、それが一般市民の参加意欲を高めている。また、それに併せて、援農参加希望者がなんすんホームページの応募フォームから申し込みできる簡便さも、一般市民が参加しようとするきっかけになっていると言える。一方、農家の参加を促すため、生産部会の協力を得ることに加え、なんすんが経営に与える効果の説明を行うことが重要なきっかけになっていると言える。

(2) 定着のための仕組み作り

きっかけを作った後に重要なのが、継続して参加して

もらうための仕組みを作ることである。

そこで最も重要だと考えるのが、援農参加者と受入農家の人間関係の構築を意識した取組みとすることである。そのために効果的なのが、三鷹支店が行っているように、研修（実習）先と実際の援農を行う農家を同一にする方法で、研修が最初に両者の人間関係を醸成する場になっているのである。また、両JAが行うように、援農参加者と受入農家の相対でのやり取りを採り入れることも効果的だと考えられる。それによって、両者の関係構築が進み、高い定着度が期待できるだろう。

継続して参加してもらうため、もう一つ重要だと考えるのが、作業に応じた報酬とすることである。多品目野菜の場合、年間を通して生産が行われることから、周年での援農が求められる。そのため、援農参加者には無理をかけないことが重要になるので、報酬はないが一回の作業を半日にとどめる方法が適していると言える。そうすることで、受入農家も金銭的・精神的負担が軽くなり、継続的な受け入れを望むようになる。

果樹類の場合、商品単価が高く適期の短い作目の収穫など、スポット的に不足する労働力を補うことが求められるため、一回の作業が一日がかりとなることから、交通費の支給や援農に携わった作物の持ち帰りをを行う方法が適していると言える。受入農家も援農参加者を受け入

れ、作業負担の軽減効果などを実感することで、継続的な受け入れを望むようになる。

(3) 「JAの強み」を活かした援農ボランティアの取組みに向けて

以上のような参加を促すためのきっかけ作り、定着のための枠組み作りにおいて、JAだからこそできる「JAの強み」があり、それを活かすことで、より大きな普及・定着が期待できる。

「JAの強み」とは、農家・生産部会との密接な関係を持っていることであり、以下のことが要点となる。

一つ目は、JAの強みを活かし、農家と援農参加者・研修受講生のマッチングができることである。三鷹支店の場合、各農家の経営状況などを熟知しているため、援農ボランティアの取組みに適した農家を選定して、研修（実習）の受入先として依頼することができる。そのように受入農家を選定するので、研修受講生との相性などを考慮した上でのマッチングが可能になっている。このようなマッチングを行うことで、一年目の研修を経て、二年目以降の実際の援農につなげていくことができている。なんすんの場合、すぐに実際の援農に入るが、それを想定した上で、援農参加者を労働力として受け入れるのに適した農家への説明と依頼が可能だということである。

る。それにより、効果的なマッチングが可能になっている。

二つ目は、JAの強みを活かし、農家の参加を促せることである。なんすんのように、JAには生産部会との協力関係があるので、農家に援農の受け入れを依頼する際、手助けが得られる。また、なんすんは農家と日常的にコミュニケーションをとっているため、農家の経営に与える効果の理解を醸成することが可能となっている。

三つ目は、JAの強みを活かし、援農参加者と受入農家の相対でのやり取りとなった後でも適宜フォローが可能なことである。トラブルが起こってもJAが間に入ることができるので、両者にとっての安心感につながっている。

おわりに

以上、援農参加者と受入農家が参加しやすく、なおかつ継続しやすくなるポイントについて考察した。これらのポイント、およびJAの強みを意識して取り組むことで、JA仲介型援農ボランティアがより普及・定着していくのではないかと考える。

また、いくつかの残された課題もある。ひとつは、JAが援農ボランティアの仲介を行うことでかかるコストをどう考えるかである。JAとすれば、援農ボランティア

の取組みにより、生産量の維持・増加に伴う手数料増大が期待できることに加え、地域への貢献といった目に見えにくい効果も期待できることから、それも含めて援農ボランティアに取り組むことの効果を検討することが求められるだろう。また、援農ボランティアは現在、農家を作業から支える役割だけであるが、CSA（地域支援型農業）のように、農家を買収する動きに発展する可能性も考えられる。これについても検討が必要だろう。最後に、本稿では多品目野菜生産の場合と果樹類生産の場合をわけて検討するという試みを行ったが、生産緑地と農振地域によって援農ボランティアに求められるものが異なることも予想され、それに応じた分析を行うことも課題として残っている。

〈参考文献〉

- ・安藤裕貴子・大江靖雄（二〇一六）「援農ボランティアの参加頻度の決定要因分析—千葉県我孫子市を対象として—」『農業経済研究』第八七巻四号、四一八〜四三三頁
- ・江川章（二〇〇七）「援農活動の実態と今後の課題—東京都における援農ボランティア—」『農業協同組合経営実務』第六二巻八号、三六〜四一頁
- ・草野拓司（二〇二〇a）「作物別にみる農協仲介型援農ボランティアの定着要因—多品目野菜と果樹類生産に着目して—」『農業協

同組合経営実務』七五（七）、四〇〜四五頁

- ・草野拓司（二〇二〇b）「農協仲介による援農ボランティアの定着要因—四つの事例の検討から—」『農林金融』二〇二〇年四月号、二〜一六頁

- ・小柳洋子・田畑保（二〇二二）「生消交流における援農と農作業体験、産地訪問の意義」『明治大学農学部研究報告』第六二巻第二号、四九〜五九頁

- ・深瀬浩三（二〇一五）「都市農業の新たな担い手としての援農ボランティア」『地理』第六〇巻第七号、四二〜四九頁

- ・八木洋憲・村上昌弘（二〇〇三）「都市農業経営に援農ボランティアが与える効果の解明—多品目野菜直売経営を対象として—」『農業経営研究』第四一巻第一号、一〇〇〜一〇三頁

- ・八木洋憲・村上昌弘・合崎英男・福与徳文（二〇〇五）「都市近郊製作経営における援農ボランティアの作業実態と課題」『農業経営研究』第四三巻第一号、一一六〜一一九頁

- (1) JA東京むさし三鷹支店と明記しているのは、支店単位で援農ボランティアの取組みを行っているためである。

- (2) JA東京むさし三鷹支店提供資料などより。

- (3) 多品目野菜を中心として、花き、果樹、植木でも援農ボランティアの取組みが行われている。

- (4) 二〇年四月二四日に一つの支店が統合されたため、以降は三鷹支店を含め五つの支店となっている。

(5) JAなんすん(南駿農業協同組合)は二〇二二年四月に静岡県東部地区の七つのJAと合併予定で、新名称はJAふじ伊豆(富士伊豆農業協同組合)となる。ただし、援農ボランティアの取組みは引き続き行われることとなっている。

(6) 果樹類を中心として、茶や野菜などでも援農ボランティアの取組みが行われている。

(7) 特産品五品目である西浦みかん、長泉四ッ溝柿、愛鷹山麓ぬまづ茶、キンカンこん太、長泉白ネギのうち、長泉白ネギを除く四品目で、援農に携わった作物の持帰りが行われている。

(8) 援農参加者の声・受入農家の声は、広報『なんすん』二〇一七年九月号、およびJAなんすんホームページ(<http://www.ja-nansun.or.jp/fan/volunteer.html>)二〇二〇年四月二三日参照)より。

県域を対象とする農協系受入監理団体の実際とその役割 —茨城県エコ・リード—

福知山公立大学准教授 軍司聖詞

1. 事業協同組合エコ・リードの概要

1. 1 協同組合エコ・リードの仕組み

本稿の対象は全国最多の外国人農業労働者がいる茨城県¹の農業協同組合中央会（以下、JA茨城県中央会）の活動である。県域での外国人技能実習生（以下、実習生）の斡旋監理のため、二〇一三年茨城県JA会館（水戸市）に事業協同組合（協同組合エコ・リード²以下、エコ・リード）の事務所を設け、一五年にベトナム人実習生一九名を初めて受け入れた。一九年に技能実習三号を扱える一般監理事業も取得し、二一年に特定技能一号の登録支援機関となり特定技能外国人の支援も行っている³。

農協が受け入れ監理団体になっているのは他に北海道

や熊本県等がすぐに思い浮かぶが、県中央会が県域を対象とした監理団体を組織したのは茨城県だけで役割が注目される。ただ県域の斡旋監理と支援を行うが、役割は一樣ではない。エコ・リードの外国人事業には、

- (1) エコ・リードが独自に行う外国人事業
- (2) 単位農業協同組合（以下、単協）の事情により引き継いだ外国人事業
- (3) 協同組合間協同による外国人事業

の三種類がある。

(1)のエコ・リードが独自に行う外国人事業は、当該地域を管区とする単協が外国人事業を行っている（撤退済等を含む）場合、当該地域の単協組合員から実習生の斡旋等の要望がある場合に応えるものであり、基本的に単協を通して受け付ける。これが主たる事業である。

(2)は単協の事情により引き継いだ外国人事業であり、大きく分けて二つのケースがある。一つは、外国人事業を行う単協同士が合併した場合である。幹旋様式や契約する相手の送出機関等が旧単協間で異なり、外国人事業を単一化することが困難な場合、片方の旧単協の外国人事業をエコ・リードが引き受け旧単協管区の組合員に幹旋監理・支援を提供するものであり、他方の旧単協は従来通りに外国人事業を単独で行うのである。またもう一つのケースは、単協が外国人事業から撤退した場合である。これには二種あり、外国人事業を行っていた単協が、人手不足のため事業継続が難しく、事業をエコ・リードに移管するものと、他は外国人事業を行っていた単協が当局から幹旋停止等の措置を受けるなどしたので、エコ・リードが事業を引き継ぐものである。

なお外国人事業を行ってきた県内の歴史ある農協（合併農協も含む）の多くは、エコ・リードが発足した後も、単独で自ら事業を継続しており、これも茨城の特徴であることを強調しておきたい。

(3)の協同組合間協同の外国人事業は、先進地の茨城県を本手としてとする他県の農協が、受入方式を学ぶのみならず、当該地域に駐在所を置いてもらい事業そのものをその県内で行うことをエコ・リードに求めたものがある³。

1. 2 協同組合エコ・リードの外国人事業の概要

エコ・リードは二一年四月末現在、一般監理団体として一五二戸に四四七人の実習生（特定活動ビザ者二五人は別）を幹旋しているほか、登録支援機関として特定技能外国人一六人の支援も行っている⁵。実習生を男女別でみると男性八割・女性二割と男性が多く、国籍別ではベトナム人三〇四人・中国人一四一人・タイ人二人と、ベトナム人が中心だが中国人も少なからずある。また、技能実習三号が一〇人を超えるほか、コロナ禍による入国困難による待機者が三〇人ある⁶。作業区分による受入農家数では、畑作・野菜が最大で次いで施設園芸、果樹はゼロで畜産は養豚と酪農がわずかであり、農協の受入事業の歴史を受けて主として畑作農業に外国人を入れていくのが特徴である。

2. 協同組合エコ・リードの外国人事業開始の経緯

県内では長らく単協による外国人事業が行われてきた歴史があり⁷、上記の通り、全国最多の外国人農業労働者を受け入れるまでに発展してきた実績がある。にもかかわらず、JA茨城県中央会が外国人事業に乗り出し、エコ・リードの設立を検討した背景には⁸、四つの理由

は三〇、〇〇〇円)である¹²⁾。県内の事業協同組合のそれはおよそ四〇、〇〇〇円前後が相場で、エコ・リードは事業協同組合としては破格である。かつ、エコ・リードは水戸本部のほか県西駐在所や麻生駐在所を設置して、県域で手薄になりやすい監理体制を綿密にし、迅速なトラブル対応等も行っている¹³⁾。エコ・リードがこれらを達成することができているのは、農協系の事業協同組合であり、農協には販売・購買事業があるためである。外国人事業で十分な収益を得なくとも、エコ・リードが充実した外国人事業を提供することで受入農家の営農規模が維持・拡大されれば、農協の販売・購買事業の維持・拡大につながるが総合的にプラスとなるからである。もっともすでに他の事業協同組合に依頼してきた農家・法人は移行するには簡単ではなく、また農協と関係が薄い経営は移行自体が困難であり、エコ・リードがシェアを大幅に伸ばすのは難しい。また畜産経営は大半が一般の事業協同組合を利用したままである。

二つは、契約する送出機関を精査していることである。四〇〇人超の外国人をトラブルなく安定的・長期的に調達するには、送出機関の選定が重要で、社長や担当者の能力、候補者の募集体制、事務処理能力などを精査して契約する送出機関を決定している¹⁴⁾。その結果、募集人数に対しておよそ二倍数の実習希望者をコンスタン

トに面接することができ、人材の質も確保されている。三つは、受入農家全戸に共通した受入体制、特にコンプライアンス遵守を求めていることである。農業には労働法規の一部適用除外があることから、農家には労働法規に習熟しないものも少なくないが、実習生は労働基準法等の完全適用を受けることから、エコ・リードは受入条件等を明示して適法受入れの徹底を求めるとともに、充実した巡回指導等を行い実行を確認している。

3. 2 単協の事情により引き継いだエコ・リードの外国人事業

単協の外国人事業の引き継ぎや協同組合間協同による他県での外国人事業の実施もある。

単協の事情により外国人事業を引き継いだものうち、合併ケースには次の例がある。県内最多の販売高を持つ、なめがたしおさい農協は、行方市・潮来市を管区とする旧なめがた農協と鹿嶋市・神栖市を管区とする旧しおさい農協が一九年に合併したもののだが、旧なめがた農協・旧しおさい農協とも独自に外国人事業を行っていたため、これを合一させる必要が生じた。しかし、旧なめがた農協は行方台地に肥沃な畑作地帯を抱え、上記の通り旧外国人研修生を日本で初めて取り扱った農協である。旧しおさい農協は鹿島台地のほか、特に波崎地区に

ピーマンの通年作を行う大規模な施設園芸作地帯を抱え、旧研修生を取り扱った農協である。ために両農協に確立していた、歴史の異なる外国人事業を合一させることは困難だった。協議の結果、旧しおさい農協の外国人事業はなめがたしおさい農協として残すことで旧しおさい農協管区を担当させ、旧なめがた農協の外国人事業は担当人員を含めそのままエコ・リードに移管してなめがたしおさい農協麻生支店内のエコ・リード麻生駐在所として旧なめがた農協管区を担当させることになった¹⁵。

麻生駐在所は、二二年三月現在、従業員二人（うちパート一人）で四〇戸に一一〇人ほどの実習生を幹旋・監理している¹⁶。うち中国人実習生が三五戸に九八人おり、残りはベトナム人である¹⁷。エコ・リードは、一般監理団体であるが、麻生駐在所には技能実習三号の実習生はいない。受入農家は三年で入れ替わった方が良くと考えるものが多く、実習生も三年超の就労を希望するものはほとんどいないためである¹⁸。

同駐在所は、旧なめがた農協の外国人事業をそのまま引き継いでいるため、中国人受入れのほか、エコ・リード本体とは異なる独自の監理も行っていて、次の三つの特徴がある。

第一は、農家への指導・意識向上を徹底していることである。受入農家全戸を集めて集合研修会を開催し、監

督のあり方から記帳の仕方の指導など、独自の取り組みを行っている。実習生の受入れが綿密化している¹⁹。

第二は、駐在所自身も実習生に福利厚生を提供していることである。実習生や受入農家に積立を行うよう要請し、これを原資とした年一回の親睦会等の開催とともに、駐在所としても毎年、実習生を東京ディズニーリゾートに連れていくなどしている²⁰。その結果、おおむね失業者ゼロを達成している。

第三は、受入農家が現地渡航して実習候補者を面接している。エコ・リード本体では、実習候補者の採用面接のために現地渡航する受入農家は少なく、多くは担当者に一任する、あるいはウェブシステムを介して面接を行っている。しかし麻生駐在所は、オンラインシステムを介した面接では候補者が紋切型の回答しかしないため、受入農家の特性にあった人材を選抜することが困難であると判断しており、受入農家が現地渡航して各自の経営方針にあった人材を調達することを求めている²¹。

3.3 協同組合間協同によるエコ・リードの外国人事業

さらに、協同組合間協同による外国人事業、すなわち設立組織の管区外にも駐在所を設立し、外国人事業を提供していることである。

エコ・リード千葉駐在所（千葉県芝山町）は、JA茨

城県中央会を母体とするエコ・リードが千葉県の農協組合員に対して外国人事業を提供するために設立した駐在所である。千葉県は、全国有数の外国人農業労働者受入地域であるが²²、畜産農家が県内外の事業協同組合を通じて実習生を調達したり、独自の事業協同組合を設立したりし、これらが畑作農家に波及していった経緯があることから、外国人事業を行う単協は一七組合中二組合にとどまっている。しかし組合員農家には農協による外国人事業の実施を求める声も出てきていることから、千葉県農業協同組合中央会（以下、JA千葉中央会）と各単協が協議し、外国人事業で先行していたJA茨城県中央会に千葉県内での外国人事業の提供を依頼することになった。JA茨城県中央会がこれを承諾して一七年に山武郡市農協二川支所内に千葉駐在所を設立したものである。

千葉駐在所は、二一年三月現在、職員一人体制²³で千葉県北部を中心とした二〇戸に三三人のベトナム人実習生を幹旋監理している²⁴。エコ・リードは千葉県内も茨城県と同額での実習生幹旋監理を提供しているが、千葉駐在所によれば県内の事業協同組合の監理費・送出し管理費の相場も月額四〇、〇〇〇円程度であることから、安価な提供となっている。

千葉県内ではすでに県内外の事業協同組合を通じての

実習生調達が進んでいたことから、エコ・リードが安価かつ綿密な実習生の幹旋監理を提供しても直ちに受入希望が集まるわけではない。しかし、他産業を中心とする事業協同組合には農業から撤退する傾向がみられはじめしており、またJA千葉中央会や外国人事業を行っていない単協に実習生の受入れを相談する農家があった場合には千葉駐在所が紹介されることから、監理人数は増加傾向にある。しかし県内の家族経営農家は世代交代があまり進んでいないため、実習生を調達して規模拡大をはかる意欲的農家はあまりみられず、多くは営農規模の維持のために実習生を調達しようとするもの、あるいは規模拡大に消極的ではあるものの離農農家の面積を引き受けざるを得ず、ために実習生を必要とするものが多い²⁵。

千葉駐在所は千葉県側がエコ・リードの監理様式を求めて設立されたものであり、上記の麻生駐在所と異なりエコ・リード本部の監理様式が敷かれている。しかし完全にエコ・リード本部と同じ外国人事業が行われているわけではない。千葉駐在所は、茨城県内とは異なる送出国関と契約しており、希望者の募集や入国前講習は別になっている。両県では最低賃金が異なるためである。

4. 中央会系事業協同組合としての外国人事業実施のメリットと今後の展望

4. 1 農協中央会系事業協同組合としての外国人事業実施のメリット

エコ・リードの事例からみると、農協中央会設立の事業協同組合が外国人事業を行うメリットは、三つある。一つは、安価かつ綿密な受入農家・実習生ケアを提供できることである。農協が販売・購買事業を手掛けているため、外国人事業と有機的に連関させることにより受入農家の経営維持・拡大をはかることができ、これを達成することができ、二つは、外国人事業の実施を通じて、中央会の組合員である単協のバックアップや全県的調整を行うことができることである。管区が県全域であることから、外国人事業を行わない単協の組合員に独自の外国人事業を提供したり、単協の外国人事業を引き継いだりすることができるとともに、統一した外国人斡旋監理・支援様式を提供することにより、全県的に外国人事業を綿密化することができる。三つは、綿密な外国人事業を他県域に波及させることができることである。農業系の事業協同組合には複数県での外国人事業を行うものは少なく²⁶、また単協が管区外で事業を実施するのは困難だが²⁷、中央会が設立した事業協同組合であれば他県か

らの要請によって複数県での事業を行うことは可能である。中央会が設立した事業協同組合であれば、合意があれば当該県内の単協から人員や事務所用地などの提供を受けて駐在所を設置し、ノウハウを伝達する形で事業を行うことができる。最低賃金の異なる県間では、事業の様式は同一でも体制は全く別になることから、他県での事業によって規模の経済のメリットが享受できるわけではないが、中央会間の関係構築などをはじめ、協同組合間協同の実践により協同組合運動の強化につながるなどが期待される。

4. 2 今後の展望・結論

茨城県における外国人農業労働力調達の歴史は長い。日本で初めて旧研修制度の活用を九七年にはじめたのは旧なめがた農協である。しかし実際には六九年の鹿島港開港以来、茨城県では不法入国外国人の滞留が常態化して、仕事を手伝わして欲しい旨の依頼を彼らから受けてきたのが、茨城県の畑作農業であった²⁸。茨城県はこんにち、全国最多の外国人農業労働力調達地域となっているが、長い歴史の中で試行錯誤を繰り返してきた結果、達成されたものである。

長い歴史の中で地域別の特色が色濃く残ったため、単協の合併により外国人事業を合一することが困難だった

り、制度の変化に対応しきれず従前の受入れを行いトラブルが生じたりし、全県的に外国人事業を綿密化する必要が生じた。この諸課題に対して全県的な対応を試みたのが、エコ・リードである。農協系事業協同組合の特長を活かすなどして対応し、失踪者を一桁台に抑えるなどを達成している。

エコ・リードが外国人事業の全県的綿密化を推し進めていることは、これから他県にも参考にされるべき試みであり、制度的・政策的な支援が期待される。

(本稿について…全労済協会のホームページで見ることができ、二二年一〇月刊行の公募研究シリーズの中の、岡山大学・大仲克俊氏代表による共同研究「協同組合の新たな役割としての外国人実習生監理」の中の、軍司稿「農業協同組合中央会における外国人事業」を本稿は元になっている。これに最近の状況を反映させ修正を加えた)

【参考文献】

外国人技能実習機構(二〇二二)、「技能実習区分(第一号団体監理型技能実習) 都道府県別職種別技能実習計画認定件数」『業務統計』令和元年度、外国人技能実習機構ウェブサイト。
 軍司聖詞(二〇一三)、「外国人技能実習制度活用の実状とJ Aの役割」『日本農業経済学会論文集』二〇一三、日本農業経済学会、

p p. 一六五～一七二。

軍司聖詞(二〇一四)、「外国人技能実習制度の主要活用地域周辺の現況と制度の広がり」『農村計画学会誌』三三論文特別号、p p. 二四五～二五〇。

出入国在留監理庁(二〇二二)、「登録支援機関登録簿」二〇二二年五月一七日現在、出入国在留監理庁ウェブサイト。

J Aグループ茨城(二〇二〇)、「J A自己改革の取組成果報告」令和元年度、J Aグループ茨城ウェブサイト。

注

1 外国人技能実習機構(二二)によれば、一九年度認定の一号団体監理型技能実習計画(農業分野)件数は、一位の茨城県が二、七四一件で二位の北海道一、六五〇件の一・七倍である。また厚労省の農業雇用外国人の全国計は二〇年一〇月末三八、〇六四人、うち茨城県は七、五二二人と最大で、その九三%が技能実習生である。

2 特定技能外国人の登録支援を行う事務所として、水戸本部のほか、県西駐在所(茨城県筑西市…北つくば農業協同組合(以下、農協)内)も登録している。またコロナ禍により帰国できなくなった実習修了者(特定活動ビザ者)の管理支援も行っている。

3 (2)の合併ケースの場合、エコ・リードは旧単協から人員等もそのまま引き継ぐため、監理体制等は必ずしも全てエコ・リ

- 1のの様式に合わされるのではなく、旧単協独自の様式が色濃く残る。撤退ケースの場合はエコ・リードの様式による監理が行われる。(3)の場合、駐在所を置く地域を管轄する他県単協の職員を、エコ・リードの駐在員として採用して駐在させ、エコ・リードの様式による監理が行われる。
- 4 失踪者は例年三〇人前後あったが、直近一年間では九人に減少している。失踪を目的に訪日するものがあることから、四〇〇人超の監理数に対しこれをゼロとすることは困難だが、監理体制の綿密化で受入農家側に原因がある失踪は防ぐことができるようになった。
- 5 エコ・リードの組合員は家族経営農家で実習生は一戸当り二・九人である。
- 6 県内には県西・鹿行地域を中心とした重量野菜産地が広がり、男性実習生を求める受入農家が多い。
- 7 エコ・リードによれば、一般監理団体・登録支援機関の許可を得てはいるものの、多くの受入農家は技能実習二号までの三年間で入れ替わることが望ましいと考え、三号や特定技能外国人を求めるものは少ない。また特定技能外国人と比べて三号を評価するものが多い。三号の場合エコ・リードが介在するので、良いと判断されているためである。
- 8 県内には独自に外国人事業を行っている単協が七つあり、エコ・リードと合わせて農協系の斡旋監理・支援による外国人労働者は二一年四月末で約一、二〇〇人いる。前年一〇月末
- 9 の県下外国人農業従事七五百人の一六％に相当する。後述の通り、全国ではじめて旧外国人研修制度の活用をはじめたのは、旧なめがた農協で九七年のことである。
- 10 J A茨城県中央会のエコ・リード設立の検討は一三年六月に開始された。
- 11 監理団体であった一〇単協のうち、二単協が停止となった。
- 12 その他、実習賃金のほか、技能実習一号を受け入れる際、渡航費、入国前や入国後講習費用、健康診断料、講習手当など、計二五万円程度がかかる。
- 13 特に、受入開始数ヶ月程度は毎日巡回するなど、綿密な受入農家・実習生ケアを提供している。
- 14 ベトナムでは、五つの送出機関（うち後述の千葉駐在所扱いが「社」と契約しているが、それぞれ、元国営で多方面に人材給源があるもの、担当者が茨城大学卒業業者で茨城農業に精通しているもの、婦人団体が母体であり給源が確保されているもの、といった特徴がある。
- 15 エコ・リードは当初、ベトナム人実習生を取り扱うものとして設立されたが、旧なめがた農協をはじめ外国人事業を移管した単協には中国人実習生を取り扱ってきたものがあることから、中国人実習生も監理している。
- 16 エコ・リード麻生駐在所によれば、実習生監理数には若干の余裕があり、一二〇人程度までの増員を考えている。現在斡旋している四〇戸以外に、受入れを希望する農家は少な

- 17 ベトナム人受け入れは、近年受け入れをはじめたサツマイモ農家群であり、中国人は、旧なめがた農協を通じて早くから外国人を受け入れている農家群である。それらの農家の約八割が水菜栽培である。
- 18 麻生駐在所が監理する実習生の八〇九割が女性であり、子供を出身地に置いてきたものが多いことから、長期就労を希望しない（中国の送出国には、子供に会うために留一年半経過時に一時帰国させるものもある）。受入農家と二号修了者の希望が合致して技能実習三号に移行しても、同級生のほとんどが帰国すると怠業する傾向があるため、三号は難しい。
- 19 麻生駐在所は受入農家による実習生監督の徹底を求めるため、実習生が病気のときはエコ・リードが当人を病院に連れて行くなどのケアを提供しているが、麻生駐在所は受入農家ができる範囲のことはできる限り受入農家にもらうようになっている。
- 20 受入農家も監督役として七〇八人が同行する。
- 21 麻生駐在所によれば、気性が荒くとも労働意欲の強い実習生を求める農家と、作業はおっとりしていても気性が穏やかな実習生を求める農家があるが、このような性格面などは紋切型のオンライン面接では分ならず、直接面接で人物そのものを確認する必要がある。なお、軍司（二〇一三）によれば、受入農家が現地渡航して面接し、自家の経営方針にあった実習生を調達することで、受入農家が実習生を大切に扱うことにもつながる効果がある。
- 22 外国人技能実習機構（二〇二二）によれば、一九九年度に認定された千葉県の第一号団体監理型技能実習計画（農業分野）件数は全国第四位の九二二件である。
- 23 千葉駐在所の職員は、元山武郡市農協の職員である。山武郡市農協は、地域農業振興計画上、外国人事業が必要だという議論が農協内に起きたため、JA千葉中央会に打診した。
- 24 野田市は茨城県の県西駐在所（筑西市）が巡回等を担当している。
- 25 二二一年一〇月に二号修了者が一〇人あることから、千葉駐在所は意向を調査しているが、受入農家には、三号に移行させ、さらに一号を調達して増員を図るものが多い（在留延長を希望する受入農家には、駐在所として特定技能より三号を推奨している）。
- 26 他産業から農業にも進出した事業協同組合には、全国的な外国人事業を行うものが少なくないが、農業からはじまった事業協同組合（大規模農家群が設立したものなど）には広域での外国人事業を行うものはほとんどみられない。農業系事業協同組合の役員は農業者であることが多いため、役員による

広域巡回・監査を行うことが困難であることがその要因とみられる。

27 上記の旧しおさい農協が千葉県のちばみどり農協の外国人事業開始を支援するなど(軍司二〇一四)、事業の支援を行うものは一部にみられる。

28 非熟練若年労働者を中心である不法滞在外国人にとり、熟練が無くとも体一つで作業を手伝うことができる数少ない業種の一つが、畑作農業であった。

長野県高冷地野菜地帯における技能実習生と 派遣の産地間移動特定技能外国人との混在

早稲田大学名誉教授 堀口健治

1. A村C事業協同組合の外国人受け入れの経緯

戦後開拓地であるA村B地区は、標高が避暑地として知られる軽井沢のそれを大きく超えて一、三五〇〜一、四〇〇mの高さにあり、夏は涼しいが冬は厳寒で畑の作業はできないところである。しかし夏場の冷涼な気候をメリットとして生かし、夏場に不足するレタスやキャベツ等の葉物大産地として、この地域は高度成長期に大きく伸展することになる。そして家族経営に雇用者を入れることで畑の作付け面積拡大や作付け回数増加を可能にし、売上高の大きい経営が展開することになった。

筆者も、ゼミ指導の大学生の実習先として、一九八〇年代は毎年同地を訪問しており、そこではすでに格好の学生アルバイト先として多くの若者が夏季働いていた。

しかし面積が広く、重量野菜の腰を曲げての収穫が長く続くため、学生のアルバイト先として九〇年代ではすでに歓迎されず、それ以降は春から秋にかけて雇用される男性の農業専門季節労働者に代わることになる。しかし早春の蒔き付け作業から仕事が早くも始まりレタス等の収穫が一〇月末までに何回も来るという、相当にハードな仕事が長期に続くので、総収入額は大きいものの専門労働者として働きに来る日本人は減少することになる。

そのため、一九九〇年代には中国人研修生を迎える取り組みが始まり、外国人を受け入れる動きが急速に広まることになる。開拓農家が結集していたB開拓農協はA村合併農協に組み込まれる中で、外国人を正規に受け入れる仕組みが広く適用され、研修の形で外国人雇用受け入れが先行していたB地区も技能実習生が導入される。

この実習生による農作業支援は地域で広く定着し、ほとんどの専業農家では、家族員に加えて雇用する場合、外国人に全面的に依存する仕組みが、その後、継続することになる。

数字としては、二〇〇五年合併農協下の旧開拓農協にあたるB支所に、二四名の実習生が一二戸の農家に雇用されていたことがわかる。春から一〇月末ないし一月初めまでの八か月間働く男性の実習生（形としては技能実習一号）であり、翌年は新たな実習生がくることになる。

その後、急速に実習生を受け入れる農家が増え（二〇〇六年四二名・二一戸、〇七年五八名・三〇戸、〇八年六六名・三四戸、〇九年八六名・三八戸、一〇年八七名・三八戸）、合併農協の下で同地区は二〇一一年九四名・四二戸に拡大している。二〇一一年には合併農協下の事業協同組合を離れ、B地区のみでC事業協同組合を作り、独自の外国人受け入れ活動が続けることになる。というのはB地区が当初からフィリピンの実習生を受け入れ、フィリピンの送り出し機関も合併農協のそれとは異なるところと契約をしていたためであり、二〇一二年からは受け入れ監理団体として広島県のS事業協同組合を活用して今に至っている。C事業協同組合を設立した代表理事の故M氏が探し出したフィリピンのI財団との縁を

尊重し、また受入農家もフィリピンの若者の性格をよく理解して受け入れているので、今も継続することになっている。フィリピンの送り出し団体が有する、日本に実習生を送り出す前の語学研修等のための合宿施設もその利用を応援し、密接な関係を維持している（なおフィリピンは、GDPに占める海外就労の所得の重要性を受け、雇用関係の継続保持のために、受け入れ国側により多くの負担を求める独自の仕組みを持っている。堀口「政府の規制強化が効果を上げるフィリピン」堀口編『日本の労働市場開放の現況と課題』筑波書房二〇一七年）

二〇一二年は九四名・四四戸、一三年一〇七名・四六戸、一四年一一九名・五三戸、一五年一三七名・六三戸、一六年一三七名・六四戸、そして一七年は一四八名・六八戸に実習生を受け入れている。二〇一八年は一四五名・六七戸だが、その後は、次節で説明を加えるが、仕組みが大きく変わり始め、外国人への依存の仕方が今までの単線型から複線型に移っていくことになる。

なお外国人を入れずに家族のみの専業農家もB地区にはおり、外国人を受け入れる農家は基本的にC事業協同組合（二〇一九年六〇戸の組合員数のうち耕種五四戸、酪農の畜産六戸）に加わっているが、その数は地域の農家数の六割を占めているようである。

2. 秋帰国の8か月1号実習生タイプだけでなく 2号移行で3年働くタイプの出現

複線型というのは、長らく続いてきた八か月滞在の1号実習生依存の仕組みではなく、新たな動きが出てきたからである。春に来て冬の前に帰国する・農作業に必要な期間の八か月のみ働くフィリピン実習生は、一号のみしか認められず、二、三年目も継続して働く二号への移行は、制度上、認められない。他方、雇う農家の側からいうと、毎年、来る実習生が変わり説明を繰り返す手間がかかるが、必要な期間のみの賃金を払う形式なので、その仕組みをメリットとして受け止めていた。

しかしこれを変えて、他の温暖地域と同じように、当初から三年間の雇用契約（一、二号の実習生）を結び、冬の仕事を確保し通年継続して働いてもらう方が、双方ともにメリットがあるのではないかと、という考え方が経営者から出てきた。三年の実習生導入の直接の契機は、二〇〇〇年代後半に発生した周辺地域での不法滞在者の雇用摘発や深夜労働への賃金不払いといった入管による摘発等がある。合併農協下の事業協同組合に対する外国人受け入れ資格の停止もあり、すでに独立していたC事業協同組合は対象にならないが、コンプライアンスは一層求められることになる。またフィリピン大使館の慎重

な審査もあり、この時期、三月の入国・四月からの作業に間に合わない事例が結構起きるようになった。そのため、こうしたリスクを回避するには、年間の仕事を確保した1号実習生であれば二・三年目も継続して働ける2号実習生なので、その方がよいとする考えが出てきた。特に規模の大きい経営体はその方向を模索したのである（軍司「寒冷地における外国人技能実習生受入れの現状と受入遅延リスクへの対応」『農業経営研究五四巻四号』）。

雇用主からいえば、複数年の仕事なので、彼らは日本語を含め熟練を獲得できるし、また三年目の実習生は一年目の新人の指導を経営者に代わってできる。問題は冬の仕事の確保である。多いのが、隣県の山梨県に農地を確保し畑作を自営する例であり、埼玉県等に経営者と同じ行して農業請負の仕事などをする事例である。実習生の実習実施計画書にそれを載せておけば認められる。実習生も三年間の仕事で獲得する賃金総額は大きく、また比政府の海外労働関係の部署もそれを望む姿勢なので、希望する実習生は増えているようである。なお冬の仕事は利益を生む仕事ではないが、実習生を安定的に確保するためのコストとして経営者は受け止めている。

二〇二一年時点でC事業協同組合に在籍する実習生の中で、実習実施計画書から冬の仕事を確認できるのは、

埼玉や山梨にある農地で作業する内容があるのは二六名、請負で冬の作業をするのが二七名、地元のA村で作業をするのが一〇名おり、計六三名になる。彼らは三年間の契約なので、二〇二〇年、二〇二一年、コロナで実習生の出入国が認められていない期間、とりわけ安定した重要な労働力になったことを強調しておきたい。三年目がその期間内に切れた実習生も、四、五年生として継続して働ける三号実習生にもなれるし、三年を良好に終了した実習生は特定技能一号に在留資格を切り替えさらに五年間の就労資格も得られる。出入国ができない状況下では、彼らの同意を得て、継続して働いてもらうことになったのである。

S事業協同組合の資料によると、C事業協同組合に所属する農家に毎年受け入れられていた技能実習生の数の推移は、仕事を始めた二〇一二年が八五名（畑作・野菜八四、酪農二）、一三年八八名（八五、三）、一四年一〇一名（九三、八）、一五年一一三名（一〇九、四）、一六年一二八名（一二〇、八）、一七年一三一名（一二二、九）、一八年一二七名（一二六、一）、一九年一一七名（一一三、四）、二〇年六一名（五九、二）となっている。いずれも新規に来日した実習生の数のみであり、帰国せず継続して働いている、増え始めた二号の実習生の数は含まれていない。なお酪農は当初から通年雇用なので、

頭数の規模拡大で新規に受け入れた実習生の増加がある。

なお第一節で述べている実習生受け入れ数は二号を含んだものであり、毎年新規に受け入れた上記の実習生数を上回るのは、二〇〇〇年前半は酪農関係による二号分がその差を説明する。その後は、畑作・野菜の農家での二号の実習生数が加わるので、差が大きくなっている。

そして二〇二〇年は六一名の激減になった。コロナによる四月以降の入国禁止によるものであり、この六一名は三月までに入国できたものの数である。なお秋以降に認められた、二週間のホテル隔離費用を負担しての入国は、この地域では酪農を除けばほぼないであろう。そして二〇二一年は入国が全く認められなかったのでゼロ名である。

3. さらに加わった必要な期間だけ働く特定技能 1号・派遣外国人

上記に新しいタイプが加わる。二〇一九年から認められた特定技能一号の外国人であり、彼らを雇用した派遣会社による産地間移動労働者である。特定技能外国人の仕組みで、直接雇用ではなく派遣が認められたのは農業と漁業のみであるが、農業でいえば例えばB地区で八か月働き、冬は温暖な西日本で働くという、産地間移動農

業労働者の形態である。なお派遣会社は彼らを通年雇用し、異なる地域の農業経営者と派遣契約を結ぶことになる。この分野でシェアが大きいSh社は、派遣単価を全国一律の時間当り一、三五〇円に設定して、指示された場所でも働く同意を特定技能外国人から得ている。

特定技能外国人は、技能実習を三年良好に経過していれば、在留資格が認められ通算五年間働ける制度である。また技能と日本語の試験を日本や海外で受験し、耕種ないし畜産別でパスしても同じく特定技能外国人として働ける。現時点では技能実習生を経由して特定技能の資格を取る外国人が圧倒的に多く、技能実習生で雇用された経営にそのまま継続雇用され、昇給・昇格する人が多い。しかしそうした傾向の中で、技能実習生と異なり特定技能では転職が認められているので、派遣会社は有利な条件を提示し自社に誘うことになる。だがコロナ禍で外国人が入国できない中、すでに日本にいる外国人をとりあう状況なので、なかなか人を集めるのは大変なようである。しかし八か月雇用依存していたB地区の農家にとって、この時期だけの派遣労働者が毎年来てくれるなら、派遣単価は高いとしても冬の時期を負担しなくても済むし、また派遣なので実習生のような記録管理や賃金管理の作業をしなくて済むので、そのメリットを認識するようになった。入国がむづかしいコロナ禍のもと

での新しい選択肢である。

こうしたいろいろな選択肢があるなかで、B地区で外国人を雇用する農家はどのような対応をしているか、検討したい。

なおコロナで多くの日本人が失職・休職する中、農業にもそうした日本人が応募し、外国人の代わりに働いてくれることを報道する例が二〇二〇年の春頃には多かった。例えば軽井沢周辺の旅館業者で組織される旅館組合と近在の農協が協定を結び、仕事を失った旅館ホテル関係のスタッフが農業に雇用された事例である。結果として長続きした日本人は少ない。秋まで仕事が続いたのは、海外青年協力隊で農業指導を予定していた人たちが海外に行くまでの間、働き続け、秋に地域から感謝状をもらっている例が報道されるくらいである。

そのため、外国人に依存してきた高冷地野菜地帯の多くは、結局は外国人を主に求めることになる。日本人も並行して募集し、通年ないし臨時で働いてくれる人も見られるが、少数である。主として、コロナ禍で仕事を失った技能実習生を募集したり、外国人を斡旋する人材紹介業者に依頼するなど、急いで探すことになる。臨時的措置として、非農業の技能実習生だが、失職した場合、特定活動ビザで一定期間、農業に従事することが認められているので、多く紹介されてくることになる。

以下は、二〇二一年二月下旬に回答を求めたC事業協同組合員への雇用外国人の対応に関わるアンケート結果である。しかし紙数の関係で特徴だけを述べる。二四戸から回答が寄せられ、うち不十分な回答の二戸を除いた二二戸の集計である。ほぼ組合員の半数が回答を寄せてくれた。

回答は雇用外国人への対応で三つのタイプに分けられる。

Iグループ（畑作四戸、酪農二戸の計六戸）は以前から三年雇用の実習生を受け入れており、入国が認められていた二〇二〇年三月に予定していた三年雇用の実習生もこれに加わった。入国が一月から認められていない二〇二一年の予定としては、それまでに雇用されている現在の三年雇用の実習生で対応できるとしていた。

IIグループ（畑作五戸、酪農一戸の計六戸）は、三年や八か月の実習生も二〇二〇年三月までに入国できたが、その数がIグループに比して少なく、二〇二一年にも三年や八か月の実習生の三月までの入国を多く期待していた。また二〇二〇年には新たな仕組みである派遣の特定技能外国人も期待していた農家が結構いた。

IIIグループ（畑作八戸）は予定していた八か月の実習生が二〇二〇年四月以降の来日になっていたため全く入国できず、二〇二〇年の労働力手当てに大変に苦勞した

農家である。また派遣の特定技能外国人も期待していたが、あまり確保できなかった。そして二〇二一年も同じく八か月の入国、派遣の特定技能を期待していた。だが二〇二一年も入国が認められていないので、人手の対応では前年以上に大変な苦勞をしている。

説明しよう。

Iグループの酪農家はもともと三年雇用だし、二〇二〇年終わりまでに三年目が終了する人がいても、帰国できないから実習生三戸ないし特定技能になってもらった。同じく二〇二一年も同様の手法で切り抜けた。

畑作農家も比較的規模が大きく三年雇用の数が戸当り三〜四名、二〇二〇年三月までに入国できたものも含め、十分な数があるので、二〇二一年の新規入国に期待する必要はなかった。（なお三年終了の技能実習生は、傾向としては三号実習よりも特定技能に切り替えるものが極めて多いようで、実習生としては長期五年の方を選び、経営者も、特定技能も耕種か畜産に分かれるが、認められる仕事の範囲が広がり採用の上限枠がないので特定技能を勧めていると思われる。）

IIグループはこれに反し、三年雇用の実習生数がもともと少ないが、三月入国に間に合った八か月実習生が結構いたので、二〇二〇年は乗り切れた。しかし二〇二〇年の秋にこれらの八か月実習生は多く帰国したので、二

〇二一年のために八か月の実習生の希望を多く出していった。また派遣の特定技能をあわせて希望していた。しかし二〇二一年は全く入国が認められないので、すでに日本に滞在する外国人を多く求めることになった。

Ⅲグループは一〇ha以下の比較的小規模の農家が多く、また今も八か月希望の農家が多い。だが二〇二〇年三月までに入国できなかったため、人の手当てで最も苦労した農家群である。派遣の特定技能も希望したものの、申し出が遅かったこともあり、特定技能外国人ではなく、非農業出身の特定活動ビザの技能実習生がくることになってしまった。あるいは人材紹介業者から就労資格のある外国人だとの弁で雇用したが、作業が終了し給料も払い終わった後に、傷害事件を契機に、雇用した外国人はいずれも違法滞在者だと判明した事件があった（ホアンアン事件）。作業はすでに終わっていたが、知らずに雇用してしまった組合員もいる。二〇二一年も、非農業で経験を積んだ実習生が特定活動として多く来てしまい、作業の効率は低かった。変えて新たに人を求めるものの、期待できるほどの外国人を確保できないままに時間が過ぎていったのである。

派遣の特定技能外国人は実際にB地区の農家で雇用されたのは、二〇二〇年に一部あるようだが、C事業協同組合が把握している限りでは、派遣会社は約束した数ほ

どには特定技能外国人を集めることができず、二〇二一年春を過ぎた時点で一〇〜一五名程度のものであった。

派遣会社を経由した、そうした人数は、実習生がもともと入っている農家で二二名（ベトナム四、フィリピン八）、実習生を雇用していない農家で二〇名（ベトナム一六、フィリピン三、インドネシア一）、計三二名（農家数で一五〜一六戸）である。この中で派遣の特定技能外国人に該当するのが一〇〜一五名ということであり、残りは特定活動の外国人のようである。この他に人材紹介会社経由の三農家・五名もあるが、これらも特定活動ビザのようである。

しかし派遣の特定技能外国人の能力を高く評価し、二〇二二年に向けて数を増やして依頼したいとする農家もいる。来てくれた特定技能外国人は三年間の技能実習を経ているので作業も早く、コミュニケーションもよくとれるので、ぜひ次年度も受け入れたいと希望している。しかし確実に派遣の特定技能がくるわけでもないようなので、大勢としては、来てくれるなら、実習生の方を評価する人が多いようである。また今までフィリピン人に慣れているので、ベトナムが主の派遣外国人は好まない農家もいるようである。

しかし二〇二二年の派遣についてC組合による意向確認では、未契約の段階（二〇二一年九月末）では、実習

生がいる農家でフィリピン二〇名、実習生がいない農家でベトナム一三名、フィリピン四名、総計三七名（農家数で一五〇一六戸）なので、数の上では前年の受入実績（特定活動の外国人を含む）のそれとほぼ同じである。

二〇二二年九月時点での、S事業協同組合・監理団体経由の二〇二二年フィリピンからのC組合員受け入れ希望者数は、一号（三年契約の一年目）が四一名（すぐに入国希望するものが二一、二〇二二年一月入国希望七、同年三月半ば希望一三）と最も多い。なお「すぐに入国希望」とは、入国が今後も不安定だろうから、可能ときに農作業の時期と関係なくいつでも入国させてほしいという意味である。通常は三月半ばの入国なのに、費用を負担しても早く確保したいのである。次いで従来型の一号・八か月希望はわずかに七名で二〇二二年三月入国を希望している。次にすでに二号を終え帰国した人を三号として受け入れるのは、「すぐに入国」と二〇二二年一月入国のそれぞれで二名ずつの計四名、そして特定技能（派遣ではなく直接雇用であり実習生を終えたもの）としての受け入れが「すぐに入国」で四名いる。総計五六名（二四〇二五戸）が数字として挙がっている。

4. 現時点の見通し

本稿の執筆時点での外国人入国は、「水際対策（基本

的に技能実習生や就労として留学生の新規入国を認めない）の骨格をさらに二月末まで延ばすと首相は述べている（二〇二二年一月一日）。他国と比べ格別に厳しい入国制限をさらに日本は維持するとすると、それ以降に技能実習生が順次入国できるとしても、春の作業に間に合うか、心配である。技能実習生をすでに雇用していて三号なり特定技能で確保しているところはギリギリ現状維持が可能かもしれないが、新たに実習生を受け入れるところは相当に作業が遅れることになるであろう。

日本人アルバイトの急遽の募集とか、家族員の従事の延長、あるいは作付け規模の縮小とか、難しい対応が続くことになるであろう。

この地域の葉物生産は、業務用ではなく生食用なので、最近開発されている収穫機の適用はむづかしい。現時点では人を雇用しての対応が前提になっている。スマート農業の適用は、まだ時間がかかりそうである。

なお在留資格のある実習生等三〇名近くが一時的にフィリピンに戻っている。これは再入国が許可されるがしかし彼等もフライトが確保できない。新規入国は全く許可されない状態である。

研究成果報告

六次産業化の農産加工品開発で失敗しないための商品開発手法

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

東北農業研究センター水田輪作研究領域水田輪作グループ

安江紘幸

1. はじめに

東日本大震災の津波被災地域においては、公的機関主導のもとで農業経営の法人化が進められている。その一部では、農業生産のみならず、農産物の付加価値化を狙いとして六次産業化（以下、六次化）も推進されている。しかし、六次化等の新事業を始める時には、機械・施設への投資などに伴う経費が増加することで経営が不安定となることが考えられる。

農林水産省によれば、総合化事業計画の認定を受け、六次化を開始してから三年が経過する認定事業者の五〇・三％は、売上げが増加する一方で利益（売上高経常利益率）が低下している。そのため、六次化に取り組む農業経営にとっては、収益を早期に確保するかということ

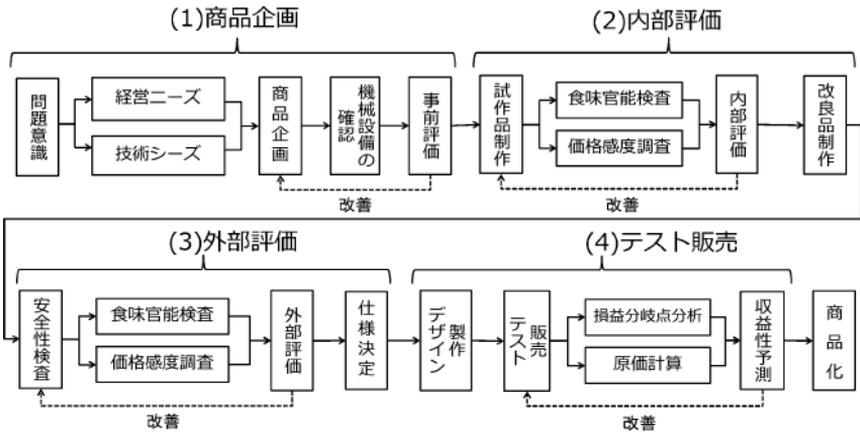
が重要な課題であり、円滑な商品開発が求められる。その中で農業経営の多くは、①マーケティングや商品開発を専門に行う人材を確保できない、②類似商品が多く開発される、③商品の開発期間が長期にわたる、④商品開発の担当者以外の当事者意識が希薄になるといった、収益を確保する上で様々な問題を抱えている。

本稿では、上記の問題解決を図るために、津波被災地域で六次化に取り組む農業経営に介入して商品開発を実験的に行い、有効性を検証した六次化商品開発手法を紹介する。

2. 手法開発の経緯

六次化商品開発手法を開発するにあたっては、①専門家が必要としないこと、②経営規模が零細であっても実

図1 プロトタイピングを活用した商品開発手法



施できること、③年齢問わずに即時実行できることを必須条件とした。なぜなら、津波被災地域の農漁村の多くは、生産条件に恵まれず若年層の農業従事者が少ない中で、六五歳以上の高齢層によって農業生産が維持されてきたからである。そのため、新規事業として農産加工に取り組むにしても、特定の人に責任の一切が任されることとなり、前段で述べた諸問題が発生してしまう。

このようなことから手法開発は、早期に収益を確保し、小規模事業単位でも迅速に製品化を実現可能とする、プロトタイピングの考え方に着目した。このプロトタイピングとは、商品の企画案に基づき試作品を早期に制作して何度もユーザー評価を行い、商品化を模索する手段である。また、Webアプリケーションの開発場面では、重要な機能に対象を絞り試作品（プロトタイプ）を制作し、それを利用者（ユーザー）に利用・評価させて問題点を発見・改善する手段として導入されている。具体的な導入事例としては、スマホなどのOSの定期的なアップデートやバージョンアップである。プロトタイピングのメリットは、①全体像がイメージし易くなること、②利用者の潜在的なニーズを引き出しやすくなること、③開発期間が短縮されることである。今回の社会実験においても、このプロトタイピングを導入し、**図1**の手順に従って商品開発を行った。

3. プロトタイプを活用した商品開発手法

図1に示すプロトタイプを活用した商品開発は、次の手順で行う。

まず、商品企画では、農業経営の構成員及び研究機関や普及機関職員で協議し、技術シーズと技術ニーズを整理した上で、いくつかの商品企画を立案する(写真1)。

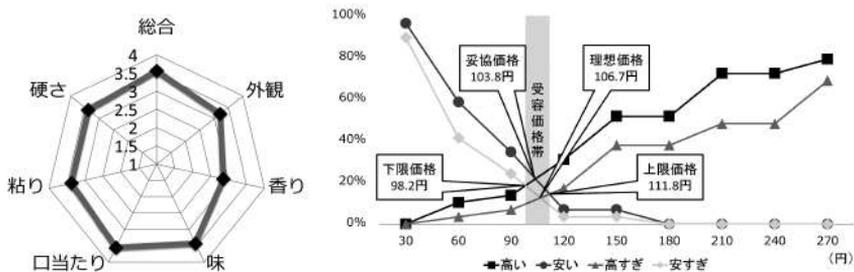
次に内部評価では、商品企画に基づき試作品を用いて開発関係者による内部評価を行い、企画案の絞り込みを行う。具体的には、嗜好型食味官能試験に加え、新商品に対してどの程度の販売価格帯を意識しているか把握するためにPSM分析(Price Sensitivity Measurement「価格感度測定法」)を用いた価格評価も行う(図2)。通常、この分析は、消費者を対象として既存の市場にない新商品を提示した場合、どの程度の価格であれば消費者に受け入れられるかを把握するテスト・マーケティングの際に利用される。

続く外部評価では、内部評価で絞り込まれた試作品を改良して、実需者による外部評価を行い商品の仕様を決定する。ここでの食味評価は、内部評価によって特に重要と判断された項目に限定し、価格評価については、内部評価の結果から算出された受容価格帯を踏まえ適正価格を提示して反応をみることとする(図3)。

写真1



図2 内部評価の食味官能検査と価格感度調査の結果（大福の事例）



注1：事例の事業者と支援機関からなる関係者24名を対象とした質問紙調査の結果を元に集計。

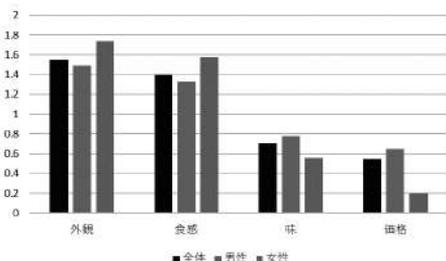
注2：食味の数値は5点満点の算術平均。

注3：「受容価格帯」は、高すぎて誰も買わない「上限価格」と、安すぎて品質を疑い買わなくなる「下限価格」の範囲を示しており、外部評価時の価格の判断基準として採用。

表1 有色大福の製造原価（2015年度）

		有色大福 (45g/個)	白大福 (140g/個)
A	材料費 (円)	32.3	46.4
B	労務費(賃金) (円)	27.8	27.8
C	変動費 A+B (円)	60.1	74.2
D	販売単価 (円)	150	150
E	変動費率 C/D (%)	40	49
F	限界利益 D-C (円)	89.9	75.8

図3 大福黒の外部評価結果



資料：総会資料および聞き取り調査に基づき筆者作成

注1) 時給695円

注2) 25個/時間で按分計算

注3) 白大福の販売単価は工房A実売価格

注1) SD法の5段階両極性の間隔尺度法を採用

注2) 平均値が「±1」未満を「適切」として設定

注3) 色が強い、餅が柔らかい、餅が多い、

価格が低い、「プラス」の値となる

注4) 回答者の属性間に統計的な有意差はない

写真2 テスト販売に用いた試作品



最後に、テスト販売では、外部評価の結果を踏まえ試作品に最終的な改良を加え、商品化に向けた収益性の評価を行う(表1)。テスト販売に際しては、商品化に向けてパッケージデザインも作成して、完成品に近い試作品を制作する(写真2)。そして、実際に消費者へのテスト販売の売れ行きの状況から販売個数の見通しを立て、損益分岐点と製造原価を算出し、収益性を予測する。

4. 従来の商品開発手法との違いと導入効果

本手法は、試作品に対する食味と価格の評価を試作品制作へ確実にフィードバックできるため、早期にテスト販売を実施することが可能となる。その結果、商品開発

期間を最大で約五割短縮するとともに開発コスト三割の低減効果が見込める。特に従来の商品開発手法との大きな違いは、「商品企画」「内部評価」「外部評価」「テスト販売」の各段階で試作品の評価と改善を繰り返すことで、商品化に必要な情報が随時得られる点にある。

本手法を活用した実験的な商品開発は、最初の「商品企画」段階でコンセプト作りやターゲットの絞り込みに多くの時間をかけず事前評価を実施した。また、最後のテスト販売は、アンテナショップや小売店舗内の一角等で行った。その結果、今回の実験に協力いただいた六次化事業者では、これまで一年かかっていた商品開発期間を約半年に短縮できた。

なお、図2に示す食味官能検査は、内部評価では試作品の特性(味や食感等の強弱)を評価するための分析型であり、外部評価からは被験者の好みを評価するための嗜好型を採用する。食味官能検査の実施には、消費期限設定を目的とした微生物試験や理化学試験等による安全性検査、食品衛生に配慮した被験者への試作品の供試方法や手順に留意する必要がある。

また、テスト販売後に今回の社会実験に協力いただいた六次化事業者へヒヤリングを実施したところ、役員は、価格面や販売面で商品開発に対して直接的に関与する意識が芽生えていることを確認した。加えて、これま

で商品開発を一人で実施していた担当者は、企画や試作品づくりを協力して進められるよう環境を変えようとする意識が芽生えている。このように実験後は、六次化事業の従事者らが積極的に企画案を提案し、協力して試作品づくりができる環境にしようとする意識が醸成されることを確認した。

5. 終わりに

本稿では、プロトタイプピングを適用した商品開発手法を紹介した。プロトタイプピングを六次化の商品開発に活かす場合は、①商品企画、②内部評価、③外部評価、④テスト販売の四段階を経て適用することが有効である。特にユーザー評価では、食味と価格に関する調査項目と分析方法を組み合わせることで、商品化に必要な基礎情報を得ることが可能となる。それらを踏まえ、早期にテスト販売まで実施し、その一連のプロセスを試作品へフィードバックすることで、六次化の商品開発に失敗せず収益確保に導くことができる可能性が示唆された。さらに、プロトタイプピングによる商品開発は、限られた経営資源を最大限に活かし、マーケットニーズに応えた商品への道筋をつけられるという利点がある。六次化事業に取り組み始めたばかりの農業経営においては、試作品の評価と改善の繰り返しによって商品開発するプロトタイプ

ピングを活用することで、従来の商品開発プロセスの段階（商品企画、内部評価、外部評価、テスト販売）での検証が可能となり、商品化に必要な基礎情報を適宜得られ、収益改善に活かすことが期待できる。

引用文献

赤羽亨・遠藤孝則・蛭田直・小林茂「実働モデル制作のためのプロトタイプピング手法の開発と実践——ガングプロジェクトでの電子玩具の開発を通して——」『日本デザイン学会研究発表大会概要集』五六、二〇〇九、B11。

伊東暁人「ダウンロードサイジング」におけるプロジェクト管理問題（下）『静岡大学法経研究』四一（四）、一九九三、一六一—一八二。

農林水産省食料産業局産業連携課『六次産業化・地産地消法に基づく認定事業者に対するフォローアップ調査の結果』農林水産省、二〇一八。

安江紘幸（二〇一九）「六次産業化の商品開発におけるプロトタイプピングの有効性——陸前高田市工房Aの事例分析による」農村経済研究 三六（二）三—四〇。

本稿は、安江紘幸（二〇一九）の一部を改訂したものである。詳細は原著論文を参照されたい。

編集後記

年が明け一ヶ月が経過しました。先月一七日開会の第二〇八通常国会においても「コロナ対策」が中心の議論となっており、以前として、日常生活や社会活動に対する不安への対応が課題となっています。曖昧ともいえる変異ウイルスへの対処方針や追加となるワクチン接種時期を巡る迷走など、懸念ばかりが先行しますが、兎にも角にも感染予防に心がけるしかありません。

北京冬期オリンピックが開幕し、一月後の三月四日にはパラリンピック始まります。昨年の東京と同様に、様々な制約がある厳しい環境の中ですが、アスリートの皆さんには最高のパフォーマンスを発揮していただきたい。筆者は雪国（北海道）の出身なので、多くの選手・関係者が参加する冬季大会は身近に感じられます。特に、今から五〇年前の一九七二年、アジア最初の冬期札幌大会でのスキー・ジャンプ、笠谷選手による「飛んだ、決まった」の映像とフリースは、忘れられない思い出となっています。いずれにしても、何事もなく閉会を迎えられるよう祈念するものです。

さて、今回の特集は、農業における労働力の現状と課題、そして確保に向けた取組です。新規参入を含む新規就農者、さらには、「町おこし、村おこし」など様々な

形で農村社会に参加する人たちも存在しますが、少子高齢化等も相まって農業就業人口・生産年齢人口は確実に減少しています。一方、農業現場における直接的な労働の担い手として、技能実習生や特定技能外国人を含む雇用労働者が増加しているものの、コロナ禍に伴う入国制限が大きな影響を及ぼしています。スマート化、ＩＴ化が進行すると言っても、一定の労働力は必要不可欠であり、将来的にもきわめて重要な課題です。

本冊子では、農業労働力の確保に向けた、茨城、大分、愛媛、東京、長野などのＪＡや自治体における様々な取組の現状と課題などが報告されています。それぞれの地域や農業現場の持続性と活性化に向け懸命な努力が行われており、感銘させられました。同時に多くの地域と読者の皆さんにも共有していただき、感想やご意見をいただければ幸いです。

結びに、裏表紙にもありますが、今号の写真は筆者の出身である北海道・北見分会からの提供です。冬の北海道・道北と言えば「流水でないかい」ということでお願いました。時には脅威ともなり得る「流水」は、オホーツク海に恵みをもたらす賓客でもあります。接岸以後は急激に冷え込むことから、例年に比べ低温傾向といわれる道東が一層「シバレルのでは」と心配です。

（柴山）